

平成 20 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 20 年 9 月 25 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開議

○副議長（根本朝栄）

おはようございます。

本日、議長から、所用により会議におくれるとの連絡がございましたので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（根本朝栄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において吉田瑞生議員及び相澤耀司議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○副議長（根本朝栄）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12 番中村善吉議員の登壇を許します。

（12 番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

私の質問は、最初に、悪臭を放ち、周辺住民に不満を与えている野田の玉川の消臭清流化を図り、住民が事もなく生活を送り、同時に、昔から歌枕の豊富な野田の玉川を、本市の観光資源として保護、育成するには、いかにすべきかであり、2 番目は、中学校生活を充実させる支援として、クラブ活動、部活動における顧問及び指導者の位置づけを明確にすることです。

なお、最初の質問に当たり、塩竈市建設部下水道事業所の御協力がありましたので、御紹介するとともに、この場をおかりして感謝の意を表させていただきます。

1、野田の玉川の消臭清流化対策についてに移ります。

野田の玉川は、全国にある「六玉川」の一つで、塩竈市の母子沢付近を水源とし、多賀城市留ヶ谷の野田、現在の留ヶ谷二丁目付近の水路であります。

昔から歌枕の豊富さで有名であります。昔はこの辺まで海の潮が満ち干して、月見の名所として多くの歌枕に詠まれていました。

平安中期の歌人能因法師の和歌「夕されば 夕風こしてみちのくの 野田の玉川千鳥なくなり」に歌われていますが、その清流に思いを映してきたことは、特に有名であります。

しかし、御案内のとおり、現在、昔の面影は全くなく、その両側らしきところはほとんど市街地化され、源流も見失われております。

水源として流れ込む水は、雨水と住宅地帯からの一部生活排水で、昔を想像できない光景であります。

さらに、野田の玉川は、本市の 21 世紀を目指す新しいまちづくりの基本構想の一つ、「水と緑を活かす快適環境都市づくり」をもとに、建設省が昭和 62 年からスタートさせた「水・緑景観モデル事業」として平成 2 年に着工、平成 4 年 4 月 1 日に竣工され、水に親しむことができる市民の憩いの場と一応なっています。

しかし、その都市型排水機能重視から、その名も留ヶ谷 1 号雨水幹線、通称野田の玉川となっております。

その事業は、雨水幹線としての整備に加えて、川床、遊歩道の整備、植栽、照明、橋のデザインなど、総合的に計画を推進し、コンクリートの溝渠と化して、現在の景観になっています。

現在、おもわく橋から四、五メートル南、コンビニ駐車場塀の陰に、平成 4 年 7 月、当時、（5 文字削除）〇〇〇〇〇市長によって建立された、「水・緑景観モデル事業竣工記念碑」があり、その碑文の左手の上に、「手づくり郷土賞 建設大臣坂野浩賢著、歴史・文化部門、宮城県多賀城市。平成 7 年 7 月寄贈、財団法人東北建設協会」なる、真鍮製のプレートがあり、当時の水路への期待が感じられます。

当事業は、総工事費 15 億円をかけ、施工延長 1,200 メートルの水路整備による治水対策とであり、一定の成果があり、建設大臣賞までいただきましたが、水路周辺の住民には、現在、悪臭を放ち、住民からの苦情が多く、生活環境整備には必ずしも結びつかず、多くの改善点があります。

塩竈市内からの未整備世帯の生活排水がそのまま流れ込み、特に夏場など、途中で汚水が発酵し、異臭の原因になっていることは、ごく当たり前に考えられます。

この野田の玉川に流れ込む塩竈市塩釜第 2 処理区分内から、未整備世帯の生活排水量ですが、本年 3 月 31 日現在、町会人口 1 万 806 人、世帯数 4,145、下水道整備率 99.9%、実質水洗化率 90.7%ですから、1 日平均約 1,000 人、390 世帯からのものです。

塩竈市では、水路の除草・清掃は年に 1 回、水洗化推進は年 30 世帯が目標のようではありません。水洗化を阻むものは、本市と同じく、老人暮らし世帯、老朽化家屋、それに借家だそうであります。その他、参考データとして、当水路の集水面積は 200 ヘクタール、うち多賀城市分は 74 ヘクタール、塩竈市分 126 ヘクタールであります。

以上から、個々の質問に移ります。

1、野田の玉川の管理はですが、本市での管理全般の実施状況を伺うものであります。

2、塩竈市との連携体制ですが、本市だけの管理では限界があると考えますが、いかがなものでしょうか。

3、塩竈市への消臭清流化依頼はですが、悪臭の主たる原因が生活排水でありますので、塩竈市分の集水面積の有効活用を塩竈市に御依頼できないものかということであります。

4、水源の確保はですが、水源が雨水と生活排水だけありますので、塩竈市で実質水洗化率が進むと、野田の玉川の水は枯渇してしまうが、いかがなものでしょうかということであります。

野田の玉川の PR に、昼と夜との写真だけではなく、周辺住民にも優しく、名実ともに観光客を現地に御案内できる、無臭で小魚のすむ清流に回復させたいものですが、いかがなものでしょうか。

次に、2、部活動支援についてに移ります。

本年 5 月中旬、かつてのスポーツ少年団活動で空手道を指導していた中学生から、私の顔を見るなり、「先生、何とかして。今本当につまらない。指導者がいないんだ。みんなぶうぶう言っているのだ」と声をかけられ、「その理由は」と聞き返すと、「おれは弓道や

っているのだが、4月から指導者の先生が転勤していなくなってしまうと、おれたちに教えてくれる先生がいないのです。顧問の先生はいるのだが、2人とも弓道のことは何も知らず、逆におれたちが教えてやるのだ」との会話を交わしたことがありました。

もちろん、そのことは即当局には連絡済みであります。

3月26日の新聞を見て、懸念された予感が的中しました。武道連盟で数年間おつき合いしていた先生の異動を知っていたからであります。「えっ、またか」、瞬間、八幡小学校の放置されている土俵、東小学校のブライト・キッズの前歴が頭をよぎりました。残念の一言であります。

去る8月中旬に、部活の様子を見に行きますと、まだ指導者はおらず、道場にいたのは1、2年生の部員十数名だけ。2年生の女子生徒が数人並んで射的の練習をしていました。

そのリーダーは、平成16年、利府町での全国大会に引率した空手道の教え子でした。帰りには、おまけに、道場の一部の補修をやらされました。こちらは係の対応が早く、現在解決の方向で話が進んでいます。

私自身、弓道連盟の依頼で、10年ぐらい前から市内3中学校の弓道場の危険防止等を含む補修改善勧告は数度になりますが、大分前、ある中学校では、余りにも整理整頓のなさに、2人の顧問の女性先生に、「こんなに汚いのは弓道以前の問題です。弓道はやめなさい」と言った覚えがあります。どうも指導者だけの問題ではなさそうであります。

ここで、学習指導要領に見るクラブ活動の歴史を見ますと、昭和47年に特別活動の一領域として必修科目となり、平成8年には、「部活動の一部または全部の履修にかえることが可能」と明記され、平成14年には必修のクラブ活動は廃止され、現在では各学校の実態に応じて課外活動の一環として部活が行われているのであります。

部活は、学校管理下の教育活動として、目的とする事業が計画実施されているもので、生徒指導の面からの意義と、その実践成果に注目して、その実践成果を向上させるには、優秀な指導者の存在が欠かせないものと考えています。

私自身、指導者の一人でしたが、空手道指導において、生徒、指導者、保護者の三位一体の良好な関係が、生徒のさらなる成長をもたらすことは経験済みであります。

一昨年平成18年、小学校6年生の女子生徒が世界チャンピオンになり、それを鈴木前市長にプレゼントできたことは、限りなく偶然に近いものでありますが、その一証明であると考えております。

部活動では、顧問が保護者に相当するものと考えております。

以上を背景に、質問に移ります。

- 1、クラブ活動と部活動の意義はですが、一つの見方として、前者より後者の方が自主性、専門性、さらに中学校への公益性、その他に差があるものと考えますがいかがでしょうか。
- 2、両者における顧問の選出はですが、選出基準はありますかをお伺いするものであります。
- 3、同様に、指導者の確保はですが、中学校の内外を問わず、どのような方を指導者に選出しているのかをお伺いするものであります。

なお、先ほどの指導者がいない理由はなぜでしょうか。

現在、本市内の中学校にはどんなクラブ活動、部以前の愛好会など、及び部活動があるかわかりませんが、中学校間のその数のバランス、生徒、指導者、顧問（学校）との三位一体の関係を明確にしていきたいものであります。

本市の中学生が、部活を通じて人格形成を図り、充実した中学校生活を送るには、それぞれの部活動において一定の成績を残すことでもあります。それには、特に優秀な指導者を、必要に応じて行政挙げて確保していただきたいものであります。当局のお考えをお聞かせください。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、野田の玉川の管理に関する御質問につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

全国六玉川、これは六つの玉川を「ムタマガワ」という、正式にはそういうふうに読むそうでございますので、その一つに数えられ、歌枕にも詠まれた野田の玉川は、流れ込む雨水と沿線の住宅地からの生活排水を受け持つだけだった都市排水路を、平成元年度から、当時の建設省モデル事業として、いにしへのロマンを伝え、また、市民の憩いと安らぎの場となるよう、水辺景観を整えるべく、水路の整備を行ってまいりました。

また、平成7年に、建設省より、手づくりふるさと賞を受賞したことと、ことしは雨天のため中止となりましたが、ここを会場として、幻想的な歌枕の世界を醸し出す野田の玉川あんどんまつりが毎年開催されるなど、市民に親しまれる水路となっております。

しかし、この水辺景観を維持するために、年間平均 1,300 万円ほどの維持管理経費を要しております。

さらに、貝殻や EM 菌を使用して、水質浄化のための実験を試みたものの、余り芳しい結果を得られず、対策に苦慮しております。

一方、野田の玉川は、現在、雨水が主な水源で、晴天が続くと渇水することが予想され、せせらぎ水路の清流確保が大きな課題となっております。

今後は、野田の玉川の水質の向上、水源の確保等について、上流に当たる塩竈市と密な連携を図り、いにしえを伝える水路が、市民や訪れる方々の憩いと安らぎの場となるように努めてまいります。

この件については以上でございますけれども、次の部活動支援については、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

では、部活動支援につきましては、私の方から御回答を申し上げます。

1点目の、クラブ活動と部活動の意義はということでございますが、ただいま議員の御指摘のとおり、中学校におけるクラブ活動については、平成10年度の学習指導要領の改定の折に廃止になっておりますので、部活動についてのみお答えを申し上げます。

部活動の意義については、生徒が切磋琢磨する中で、喜びと生きがいを感じ、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを身につけ、社会的にも豊かな人格の形成を目指していく教育活動であると考えております。

2点目の、顧問の選出についてであります。全教職員で担当することになりますが、担当したい部活動、指導できる部活動等、教職員の意向を踏まえるとともに、学校全体としての運営についても配慮しながら、顧問を決めているところであります。

どの顧問も、納得の上、意欲を持って部活動の指導に当たっております。

3点目の、指導者の確保についてであります。教職員の人事異動は、偏りのない学習指導を中心に行われます。このことによって、後任の教員が、経験したことのない部活動の顧問になることも当然起こり得ます。

そもそも部活動は、教育活動の一環として行われているものでありまして、教員の能力を高めていく絶好の機会でもあります。

そのような意味におきまして、たとえ指導の経験がなかったとしても、情熱を持ち、生徒の活動に向き合い、支え続けてくれる顧問の姿が、生徒との信頼関係を築き、部活動の意欲向上につながるものと考えております。

また、部活動は、理解ある方々によって支えられていることも事実でありますので、今後とも地域の方々と連携を図っていくことが大切であると考えております。

○副議長（根本朝栄）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

最初に、野田の玉川の清流清浄化、それについてちょっとお伺いします。

何といたっても、生活用水が流れ込んで、それが悪臭を放つ、それが最大の原因でありますので、幾ら下流で一生懸命対策をしても、大体流れ込む水が汚水であると、どうしても悪臭を放つ、それで悪循環になってしまうと、そういうことに関しまして、やはり、私先ほど申し上げましたように、塩竈市さんに少し、今多賀城市でやっているバクテリアによる清浄化、それをやっているようすけれども、それを、先ほど申し上げました集中面積を利用して、塩竈市さんをお願いしたらどうかと、そういうことを考えております。それが一つです。

それから、今、建立碑、前の（2文字削除）〇〇市長によって建立された碑がありますが、それが今、コンビニの駐車場の塀で見えないのです。ですから、コンビニの駐車場の塀を少し改善していただいて、建立碑が見えるようにしていただいたらいかがなものかと、その二つを考えております。野田の玉川に関しては以上であります。

それから、部活動の方に関しては、大体部活動の意義とは、先ほど教育長がおっしゃったとおりだと私、考えております。

しかし、そのバックアップとなる顧問、それから、特に指導者、これがもうクラブ活動を推進するに当たっては、決定的な要因であろうと考えております。私自身、体育協会で三十何年、この間のチャンピオンを出したのは三十何年かの集大成の一つと考えております。したがって、三者が協力してやらないと、いい結果は出ない。したがって、顧問に関しても、「私は勉強の合間にやるのだ」と、まあそういうことは言わないと思うのですが、顧問になって勉強すると同時に、いかにこのクラブ活動を盛り上げていくか、それを背後から支えるのは何かと、そういうことを考えて、ひとつ顧問にはやっていただきたいと思っております。

先ほど申しあげましたように、私はそれは整理整頓、それは保護者と同じような考えが必要であろうと考えております。

それから、指導者に関しては、私自身も三十何年かやってきておりますが、どうしても指導者の考え方一つで子供たちのやり方に元気が出てきます。

そういうことを考えますと、本人と顧問と指導者、どうしても指導者が必要です。したがって、私、先ほどお聞きしましたが、顧問が今なぜいないのですかと、その経緯はどうなのでしょうかと、それを一つまずお答えしていただきたいと思っております。

それで、顧問の導入に当たっては、だれが責任を持ってやるのか、私は、ここでは校長先生、それから教育長も一責任者であろうと考えております。いまだに、5月中旬に言ったことが実現されていません。その辺のことをお答えいただきたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

悪臭の件ですけれども、私自身も、あそこのそばを、夏の暑いときはちょっと歩いてこないのですけれども、毎日のように歩いていますけれども、余りにおいはかいたことはないのです。めったに、恐らく夏の間は相当におうのかなというふうな、ですから、先ほど答弁申し上げましたように、塩竈市ともっと密接な連携を図りながら、EM菌というのは結構効くようですね。最近で言うと、あの東京の日本橋のあそこの川も、EM菌で大分きれいになってきたというニュースもちょっと聞いておりますので、EM菌の効果というのはどこまであるかわかりませんが、EM菌がいいのか、貝殻、一応試しはしたのですけれども、その辺、塩竈市と連携を図りながら、もう一度考えていきたいと思っております。

それから、碑ですか、碑文が見えないということですが、これは個人所有のところをどうこうしろというわけにもいきません。私、現場をもう一回見てみますけれども、できるものであれば、目立った方はいいのですけれども、ちょっとそれは考えさせてください。よろしく願います。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私の方からですが、クラブ活動、クラブ活動というふうな言葉が何度も議員の方から出てくるのですが、クラブ活動というふうな言葉は、中学校では廃止になっておりますので、使っておりませんので、部活動というふうなことで、私、お話を進めさせていただきます。

中村議員の言うように、すべての部活動にわたって、教職員を満遍なくそろえるというのは、現状では非常に難しいです。多賀城市内においては、例えば 900 人、1,000 人を超した時代の部活動が、長い間ずっとそのまま残っているというふうなことで、それを教職員の人数に合わせて減らしていくというふうなことは、非常に困難があって、まだまだ若干、教職員の人数に対して部活動が多い面もあるのかというふうに思います。

ただ、満遍なく、すべてそろえるのは難しいと言いながら、子供たちが現に元気よく部活動をしているというふうなことを考えると、やはり実際に体験したことがないというふうな部の顧問については、指導する立場の人もなかなか難しいと思いますが、その中で、多くの教職員が新しい種目を、多くといいますか、そういうふうな教師は一生懸命学んで、子供たちとさらに頑張っていこうというふうな活動をしておりますので、特別な技能を持った地域の方々、あるいはスポーツの関係者の方々の御支援を受けながら、よりよい部活動にしていきたいというふうに考えております。

○副議長（根本朝栄）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

野田の玉川の件ですが、私も、平成 18 年にあんどんまつりを全部お手伝いしたのです。それで、私は滑って足を入れてしまったのですけれども、臭くなかったのです。それで、関係者に聞いたら、「いや、1 カ月前に清掃したばかりなのだ」と、それが聞こえました。

それから、この間、留ヶ谷三丁目の方の何人かにつかまりまして、今、野田の玉川がひどいのだ。私たちは野田の玉川の崩壊を……、保護者なのだ。「守る会」をやっているのだと。ですけれども、最近は何年をとってしまって、なかなかできないのだ。何とか議員、頑張ってください、とそう言われまして、それで 80 歳ぐらいの人が何とかやろうとしているのですけれども、もしものことがあると大変だからというので、とめているそうでございます。

したがいまして、できるだけ地元の人とも話し合いながら、野田の玉川の清浄化をひとつよろしくお願いしたいと思っております。

先ほどの建立碑の件ですけれども、私はあそこは金網でもいいのではないかと、駐車場の塀は、その部分だけ金網に取りかえてもいいのではないかと、私はそう思っています。（「人のものでしょう」の声あり）いや、あくまでもそれは交渉次第でございます。私はあくまでも、野田の玉川を観光資源の一つと考えておりますので、相手との話し合いを行いながら、ぜひ観光資源として目立つようにしていただきたいと、そのように思っております。特に御答弁は要りません。

それから、部活に関して、今、私が聞いている、なぜ今、指導者がいないのか、それに対して、今どういう交渉を進めているのか、その返答はありません。

それから、多賀城市内で、先ほどの弓道の先生に対して、学校間の派遣のし合いはできないのか、派遣し合うことはできないのか。1 週間に毎回ではなくてもいいですから、1 週間に一遍でも、今までやっていた先生がもとの中学校なら中学校に来て、やってくれると。そういう派遣し合う。それから、今は人材バンクなどがありますので、そういう人材バンクの活動はできないのか、それが一つです。

それから、今、多賀城市内では部活ができないところがあります。多賀城市内中学校で部活ができなくて、私の空手の教え子が、バスケットをやりたいだけけれどもないので、吹

奏楽部に入ったのだと、そういう子供が結構おります。そういう対策をどのようにお考えなのか、教育長にお伺いします。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

指導者がなぜいないのかというふうなことですが、先ほどお話を申し上げたとおり、教職員を部活動中心に選べば、すべてそろうと思います。しかし、学習指導というふうなことが最大の柱でありますので、そこで各教科担当、人員を確保しながらやっているというのが、これは多賀城市内だけではなくて、すべての教職員の人事はそうなっておりますので。

ただし、学校によって、その部活動の多い、少ないいろいろありますが、そういうふうな面で、部活動の面から見ると、その面で若干困ったなというふうなことは事実であります。

ですので、これは全く顧問をなしで投げておくのではなくて、教職員は必ず張りついております。

なお、一言申しますと、先生方、特に中学校ですが、家庭の事情を抱えている先生、子育てをしながらいる先生、その先生もすべて部活動に張りついて、しかも時間を超えて、5時の時間を超えてやっているのがごらんとおりであります。

そういうふうな中で、いろいろな苦労はありながら、先生方が分かち合いながら、部活動を、子供の指導をしているというふうなことであります。

それから、派遣はできないのかという、その派遣という意味がちょっと私もわかりませんが、私もこれまでに部活動をいろいろな、何種類かの部活動を、やったことのない部活動もいろいろ本をひもときながら、あるいは専門家に指導を受けながら、やった経験がございます。

ですので、そういうふうな場合は、特に、他流試合といいますか、練習試合といいますか、そういうふうなことを盛んにやっておりますので、当然、それはできると思います。

ただ、毎週、毎週、毎日、毎日というわけにはいきませんが、そういうふうなことを通しながら、上達を図っていくというふうなことは当然できると思います。

○副議長（根本朝栄）

15 番松村敬子議員の登壇を許します。

（15 番 松村敬子議員登壇）

○15 番（松村敬子議員）

通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、歴史まちづくり法についてお伺いいたします。

この法律は、さきの国会で、地域活性化に向けたまちづくり政策を推進するための法整備として5月に成立し、11月より施行となっております。

この法律の正式名称は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」であります。

この法によって、自治体の自主計画による地域活性化に向けたまちづくりが、国の支援策を受けられるようになり、促進されることとなります。

もう少し詳しく紹介いたしますと、市町村が、城跡や古墳群などの文化財を中心とした周辺一帯の整備計画を作成し、それを国が認定すれば、歴史的建造物の修復、復元費用の補助や、電柱を地中化できる道路の範囲拡大などについて支援が受けられる制度です。

この法の背景には、国土交通省の資料によりますと、今まで、我が国において歴史的な町並みの保全については、古都保存法、文化財保護法、都市計画法などに基づく制度があります。

しかしながら、古都保存法は、その保存対象を京都、奈良、鎌倉等の古都の周辺における自然的環境に限定されていること、文化財保護法は、文化財の周辺環境の整備を直接目的としているものではないこと、景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復元などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと、といった限界がありました。

そこで、全国の市町村を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりに携わるまちづくり行政と文化財行政の連携により、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めようとする取り組みを、国が支援するための新たな制度として、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管の法律である歴史まちづくり法が制定されました。

特別史跡多賀城跡の歴史的・文化的価値の高さ、深さは、私がここで述べるまでもなく、皆様御案内のとおりでございます。

その発掘整備は宮城県、維持管理は多賀城市となっておりますが、整備のおくれはだれもが感ずるところであり、多くの市民、来訪者、研究者から、「多賀城は何もないところだ。もったいない、生かされていない、宝の持ちぐされ」との声が多く寄せられております。これもまた皆様、私同様御案内のとおりでございます。

このことは、本市の長年の大きな課題となっております。このような自治体の抱える課題の解決のためつくられたのが、今回の歴史まちづくり法であると私は認識しております。

そこで、昨年より、この法に関しまして、成立後には活用すべき旨、積極的に事前準備をしてはどうかとの思いから、一般質問、決算委員会、予算委員会において質問させていただきまして、今年第1回定例会におきまして、市長より、「いわゆる歴史まちづくり法案に基づき、文化庁、国土交通省等からは市町村の意向調査があり、本市としても事業実施の可能性がある」と回答しているところであります」と。

また、平成20年度予算委員会におきましては、副市長より、「多賀城の観光資源というのは特別史跡ですから、特別史跡というのは基本的に手をつけられなかったのです。これからはひょっとすると、先ほどの新しい法律というのは、文化庁、国土交通省、農林水産省の3省共管の法律なのです。その中でいろいろな手だて、手を挙げられる施策も展開できることになりつつあるようです。ですから、その中でいろいろなことをやはり考えていきたいというふうに思っております」と、意気込みを感じさせる御答弁がありました。

つまり、法が成立したら、制度の活用に向向きに取り組むとの御答弁と理解しております。

そこで、3点お伺いいたしますが、初めに、この法案を策定するに当たり、本市は国よりヒアリング、つまり意向調査を受けていると聞いておりますが、どのようなヒアリングの内容であったのか、概要の御説明をお願いいたします。

2点目に、11月より施行されるこの法律に対しまして、先ほど述べましたように、本市は取り組み意欲を示しておりましたが、必要とされる本市の事業計画の策定の現状は、どのような状況かお伺いいたします。

3点目に、計画策定に当たり、文化庁、県の文化財保護課などとの協議が必要と思われませんが、どの程度進んでおられるのか、ありましたらお示してください。

次に、病後時保育についてお伺いいたします。

病後時保育とは、保育者の子育てと仕事の両立を支援するための事業です。児童が急な病気などで、医療機関による入院治療は必要ないが、他の児童との集団生活が困難な時期に、主に保育所や病院などの一室で、看護師、保育士が常駐し、病気回復期の子供を一時的に保育する子育てサポート事業であります。

この事業に関しましては、多賀城市次世代育成支援行動計画「たがじょうすくっぴープラン」のアンケート調査にもあるように、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」の中で、「自分や子供が急に病気をしたとき、かわりに面倒を見る人がいない」が、就学前児童を持つ家庭からは約43%、また、小学校児童を持つ家庭からは37%と、いずれも一番になっているのが現状であり、特に、働く婦人からのニーズの高い事業となっております。

このような観点から、平成16年第2回定例会におきまして、私の質問に対し、「今年度に策定する次世代育成地域行動計画のニーズを調査しながら、参考としながら、今後検討してまいりたいと考えております」との市長答弁がありました。

また、平成17年4月に策定した、先ほどの「すくっぴープラン」では、病後時保育事業の実施目標を平成21年度としております。

また、平成19年度決算委員会の私の質問に対しまして、病後時保育の部分については、「この必要については十分私も認識しております。いずれ次世代育成行動計画の中でも、病後時保育の部分については取り上げておりますので、この計画の中で実現できればというふうな形で考えております」との課長答弁がありました。

以上の答弁から、病後時保育の現在の進捗状況はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

最後に、学校ビオトープについてお伺いいたします。

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、行政だけではなく、国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全に取り組むことが必要であります。

このような環境保全の重要性を踏まえて、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に制定されました。

この法律は、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人ひとりの意欲を高めていくことを目的としております。

その取り組みの一環として重要視されているのが、これからの時代の主役である子供たちへの環境教育であります。自然に対する正しい知識と的確な判断力を持ち、積極的に行動できる人材を育成するよう、環境教育に力を入れるため始まったのが学校ビオトープです。

ビオトープとは、ドイツ語のビオ（生物）とトープ（場所）の合成語で、多様な生き物が自然の状態を持続して暮らせる一定の空間を示す概念です。簡単に言えば、地域の野性の生き物が暮らす自然という意味です。

特に、学校やその周辺にある豊かな自然環境のほか、復元または創造することによって生まれた自然環境が、子供たちの学習や遊びにかかわりを持つ場所が、学校ビオトープと呼ばれています。

学校ビオトープは、理科はもちろん国語や算数、音楽、国際理解など、さまざまな教育に活用でき、子供たちは自然の仕組みや自然と共存するための必要なことを学び、また、生命の大切さを学ぶだけでなく、他者への思いやりの心をはぐくむことにもつながると考えます。

これらに取り組む子供たちは、自然から多くを学び、自然の環境問題への判断力や環境意識が強化されるものと考えられます。

以上の観点から、これからの時代の主役である本市の子供たちの環境教育として、学校ビオトープに取り組まれないということでもあります。市長の御所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる歴史まちづくり法に関する御質問につきましては、関連しますので、一括してお答えいたします。

昨年7月24日、東北地方では本市と岩手県平泉町に、国土交通省都市地域整備局公園緑地課から要請があり、私と副市長、担当職員がヒアリングを受けてまいりました。

これは、国土交通省が、歴史的風土と文化を生かしたまちづくりを進めるための新たな制度づくりに着手したことを受け、保有する歴史的遺産の概要と、それを保全し、活用する場合の取り組み状況について説明を求められたものでございます。

国土交通省からは、特別史跡や重要文化財多賀城碑の概要を初め、文化財の保全、復元の状況、歴史的建造物の有無、文化財の許可手続、都市計画との整合など、約10項目の質問があり、本市が抱える課題も含めまして説明してきております。

歴史まちづくり法は、本年11月に施行される予定と聞いておりますが、今後国から示される基本方針を受け、歴史的風致維持・向上計画を作成し、国の認定を受けることとなります。

市民共通の財産であるこの恵まれた歴史的風致を後世に継承するため、私の提唱する「歴史の道・史都景観形成事業」を含め、国の関係省庁、宮城県とも密接に連携を深めながら進めてまいりたいと思っております。

次に、病後時保育事業の進捗状況についてですが、その後の検討で、市内の認可保育所または医療機関での実施には相当難しいものがあつたため、ファミリーサポート事業の中で病後児預かりを実施しておりました。

ちなみに、平成 17 年度は 8 件、18 年度は 3 件、19 年度は 5 件の利用がございました。

一方、国においては、病後児等の預かり及び早朝・夜間等の緊急時の預かりについて、利用者の拡大及び利便性の向上等を図る観点から、21 年度よりファミリーサポートセンター事業をさらに拡充し、制度的に病後児等の預かりの機能を付加するとともに、病後児預かり等についてのノウハウを持つ緊急サポートネットワーク事業を実施する団体や、他の NPO 法人などに委託することもできるよう、制度改正が検討されているところでございます。

このことから、病後児保育事業をめぐる国の動向を見きわめる必要があるとともに、当面はファミリーサポート事業を展開する中で、医療機関等と連携を図るなどし、病後児を預かる環境づくりを進めるとともに、保護者が安心して就労ができるよう、事業の充実を図りたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

3 番目の、環境教育については、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の、ビオトープについて、私の方から御回答を申し上げます。

ビオトープとは、さまざまな動植物が自然に繁殖できる空間や環境のことであることは、ただいま議員が御指摘のとおりでございます。

児童・生徒は、動植物と触れ合うことで、命のとうとさを学び、自然を大切に、環境保全に寄与する心を養うことで、豊かな人間性をはぐくんでまいります。

環境教育として、ビオトープに取り組んでほしいということではありますが、自然は微妙な生態系のバランスによって成り立っておりますので、人工的につくられたビオトープは、継続して人の手が加えられないと維持することが難しいようであります。

環境教育の一環としてビオトープに取り組むことは、十分理解できるわけではありますが、本市には加瀬沼や砂押川の水辺、学校や公園、史跡用地での樹木や草花など、自然と触れ合える場がたくさんございますので、今後ともそれらを活用しながら、環境教育を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

まず、まちづくり法についてお伺いいたします。御答弁によりますと、今後計画をつくっていききたいという、最終的にはそういう御答弁だったと思いますが、あと、ヒアリングに

おきましては、いろいろ向こうからの質問事項もあったことと、あと、本市の課題についてもお話ししてきたということでありましたが、どのような内容の課題をお話しされたのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

私も、先日、国土交通省の地方整備局に行って、事業の概要について伺ってまいりました。そうしましたところ、まず重点区域を決めて、そして歴史的風致維持・向上計画というものをつくって、まずそれを提出して、認定を受けることからまず始まるというようなお話で、それは同じ認識だと思えますけれども、そういうことから言いますと、私はもう、少し意気込みを感じておりましたので、そのような事前準備というのはいまもうされているのかと思ひまして、きょう、このような質問、どの辺まで、進捗状況というのですか、行っているのかという思いで質問させていただきましたが、回答をいただいたところによりますと、これからだと、何もまだ手つかずというのが現状かというふうなのが今ありまして、ちょっとがっかりいたしましたけれども。

そういうことで、この歴史的風致維持・向上計画というのは、国土交通省の方に伺いましたところ、まずどこの地域を指定するかということで、重点地域を決めまして、そこをどういうふうにしたいかという、前から私も言うておりますランドデザインというのですか、ここはこういうふうにしたいとか、この空間はこうしたいとかというような、そしてここにはこういうものを建てたいとか、そういうものをしっかりつくるのがその計画だということでありまして、やはりこれをつくるというのは簡単に一朝一夕でできるものではないのだということも、私もお話を聞いてわかりました。

そういった意味から、やはりこれが今後本市としても取り組んでいくということであるならば、やはり関係部署による、これも私、前市長のときからお話ししておりますけれども、全庁的に関係部署が集まって、そしてプロジェクトチームというものをしっかり立ち上げて、この重点地域の選定、また、この計画の策定というものに取りかかればならぬのではないかというふうに思います。

そういう意味から、その策定に当たって、その辺は市としてどのような方向に今考えておられるのか、その御答弁もお願いしたいというふうに思います。まずそれが1点目です。

あと、2点目なのですが、病後児保育の件ですが、今やっておりますサポートセンターの中で充実させて、そちらで受け入れ体制を考えていきたいというようなお話で、現在でも年間数名の依頼があるようでありますけれども、私のところにも随分そういう働くお母さんから、「ぜひ欲しい」という声はありますけれども、その割には利用者が少ないというのは、料金の問題もあるのかというふうに思います。

というのは、仙台市などが中心になってやっております、あと利府とか、あと名取ですか、富谷とか近隣では、この辺が仙台に委託したりなどしてやっているようでありますけれども、これはやはり市の補助事業で、利用される方は1日2,400円の委託料で子供を1日預かっていただけるのです。そのほかの4,800円というのは、市町村が負担して仙台市にお願いしているようです。先ほど挙げた市町村というのは。

しかし、本市の場合は、ファミリーサポートセンターにお願いした場合は、1時間600円ということで、8時間、9時間とやりますと、5,000円、6,000円とかかる金額であります。

そういう意味から、きちんとした会社に勤めてらっしゃる母親でしたら、何ら問題ないと思えますけれども、パートとかそういう中で、大変な中やってらっしゃるお母さんからすると、1日5,000円も6,000円も取られるとなると、もう働くよりも休んだ方がいいというような状況が現状ではないかと思ひますので、ぜひそういう部分では、病後児という

ことの委託に関しましては、そういう料金に対しての何か補助というものも考えるべきではないかというふうに思いますが、この点はいかががお伺いしたいと思います。

あと、3点目、ビオトープなのですが、認識は同じだと思いますけれども、なかなか難しいということで、本市には加瀬沼云々あるので、そこでということとして、活用しながらということでしたけれども、具体的に、今は余り活用されていないと思うのです。どのような活用をされるような方向に考えているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

歴史まちづくり法の関係ですけれども、私自身、国土交通省の方に行ったときには、担当の方々にごあいさつして、出てきたものですから、中身は副市長を先頭にやっていたので、その辺については、課題はちょっと副市長の方から後で答弁させます。

地域を決めて、ランドデザインを描かなければいけないのではないかと、プロジェクトチームを立ち上げなければいけないのではないかというふうなことでございますけれども、いろいろな問題がありまして、当然これは市単独で、市だけでやれる問題ではございません。やはりゲートシティ多賀城とか、いろいろなボランティアの方々、あるいは、今、多賀城の史跡の案内をやっていただいているの方々とか、さまざまな方々とも、これは市単独で決めたのではとんでもないことになりますので、その連携を図りながら、当然、市の内部としては部局横断型のそれなりのチームのようなものもつくりながら、やっていかなければいけない。私だけが頭に描いてもどうしようもない問題でございますから、これはいろいろな形で、今後の、本当に史跡を保護するものから、逆にそれを活用するものとして、画期的なものではないかというふうに思っていますので、その辺はもう少しじっくりと考えさせていただきたいという思いです。

それから、3番目の、サポートセンター関係ですけれども、これはやっているところでは、今おっしゃったように、日額 2,000 円とか 2,400 円とか、そういう形でやっているということでございまして、その裏づけとなるものは、ちょっと私もわからない部分があるので、保健福祉部長の方から答弁をさせますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、歴史まちづくり法のヒアリングに当たっての御質問でございますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

今、お話を伺ってしまして、法律の制定の経過、内容、よく詳しくお調べになっておりますこと、心から敬意を表したいと思います。

ヒアリングに当たっての課題ということでございますけれども、課題は、一つは、もう既に御承知のことだと思いますけれども、特別史跡というのは、基本的には保護をするということが前提になってまいります。

しかし、保護をただけで、どうやって人に見せて活用するのかということになると、いささか問題があるということでございますので、その保護をしながら、どうやって活用する、あるいは整備をするかということの課題を一つ訴えてまいりました。

それから、もう一つは、残念ながら文化庁の予算というのはそう大きい予算を持っている省庁ではございません。国土交通省は大きい予算もございますので、それらを、せっかく国土交通省、それから文部科学省、農林水産省と3省共管になりましたので、いろいろなところの省庁のお金が集中的に投資できるような制度もつくっていただきたいというお話もしてまいりました。

あと、それから、それぞれの省庁ごとのお考えで、我々が余り動きづらくなならないように、連携をひとつとっていただきたいというお話をしてまいりました。

そういうことが、大体おおむね網羅されたのではないかと考えております。

それで、この法律ができてから、複数の東京の国会議員の先生方からも、「何か多賀城のためにできたような法律ですね」というお言葉をちょうだいしていますので、この法律に沿って、いろいろ計画が充実して整備できますことを、非常に私たちも期待しているところでございます。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

病後児保育の関係で、再質問の関係を御説明申し上げます。

松村議員からお話がありました病院との契約の関係でございまして、一番多賀城に近いところでは、東仙台のところに宮城済生会病院がございまして、そちらの例を申し上げますと、利用定員が1日6名ということで、そのうち仙台市は4名枠をとっていると。残り2名分については、名取、利府、富谷町で委託契約をしております、利用なされているということです。

委託契約の金額は、先ほど松村議員がおっしゃったように、保護者負担が1日2,400円、町の負担が1件4,800円で、1日7,200円の負担が必要だということでございます。

そういうことで、必ずしも2名枠を、他の3市町村で契約しておりますので、すぐ使えるかどうかというのは、なかなか難しいかと思えます。

そういうことで、空いている場合は、保護者負担が7,200円になりますけれども、利用が可能だということでございます。今までも、多賀城としては4件ほど、お二人の方が利用なされている実績があるということでございます。

今後、先ほど一般質問の回答でも申し上げましたように、平成21年度から、国の方でファミリーサポートセンター事業を充実してやるという、これから制度改正がなされますので、その制度改正がどういう内容になるかわかりませんが、それらを踏まえながら、ファミリーサポート事業を充実してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供を自然に触れさせながら育てたいというふうな議員の思い、私も同感であります。

それで、環境教育というふうなことで、中身はビオトープだけではなくて、環境美化教育とか自然保全教育、緑化教育、資源エネルギー教育、これはみんな学校に環境教育として入ってきております。

多賀城で環境教育、そういうふうなものが当然あるわけですが、特に力を入れているというふうなものは、学習あるいは行事用として、自然体験教室、そこから命を学んでいくというふうなこと。

もう一つは、これはかつて多賀城市役所で進めておりました ISO、これの学校版を平成 13 年度から進めておまして、これは私は県でも誇れる環境教育だというふうに思っております。どこの学校に行ってもおわかりのように、子供たちが分別をして、きちんとした資源物、そして捨てるものというふうに分けておりますので、かつてもお話ししましたが、五、六百人の児童・生徒がいる学校、800 人がいる学校で、かつては、お金を出して捨てたものも相当多量にあった。ところが、1 トンぐらい入る大きな袋を渡されまして、そこに小さな紙まで資源に回すと。ですから、業者をお願いして、お金を出して持っていくのが、全く、五、六百人の学校で、小さな家庭から出る袋一つ、そんなような状態で、当然、それも環境教育の一環というふうなことでやっております。

それから、環境にとどまらず、学校教育への期待なのでしょうか、教育というふうな名のつくものが、どんどん、どんどん膨らんでおります。挙げれば切りがないといいますが、もうすぐ出てくるものが 20 個ぐらい出てきます。租税教育、それから人権教育、読書教育、もう教育というようなものがどんどん、どんどん、これはもう学校への期待というふうに受け取ってはいるわけですが、そういう意味で、学校教育は、子供たちが毎日やっている活動の時間は限られております。その中で、こういうふうな教育活動を進めているというふうなことでも御理解を賜りたいと。

それから、加瀬沼を使っていないのではないかというふうなことなのですが、加瀬沼だけではなくて、理科を含めて学習、あるいは行事を通して自然体験等で使っておりますし、なお、御存じの柱であります、「多賀城を知り、多賀城を語れる子供たちの育成」というふうなことも挙げておりますが、それは歴史だけではなくて、自然環境についても十分意を配してやっているつもりでありますので、今後ともよろしく御支援をお願いします。

○副議長（根本朝栄）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

それぞれ前向きのお答えありがとうございます。

まず、まちづくり法についてなのですが、まず、副市長の方から、この法律は多賀城のためにつくられた法律ではないかという、周りからの声もあるということで、私も全く同感でありますし、また、市長もプロジェクトチームを立ち上げて、計画に取り組みたいというふうな方向の御回答だったと認識しておりますが、よろしいですね。

本当にそういう方向で、いよいよやるのかなということで、私も大いに期待させていただきます。

やはり、「史都 多賀城」という、前に副市長も言いましたけれども、宿命のようなものでということで、やはりこの冠は外すことはできないわけであります。やるならば、やはり今まで余りにも何も活用がされなかったということは、これからの本市の経営というのですか、自治体経営ということを考えて場合には、大きな課題であると考えます。

そういう意味から、やはり市としても、こういう法律ができたことを一つのきっかけとして、しっかり取り組んで、本当に名にふさわしいようなまちづくりをどうすべきかということを考えるいいきっかけではないかというふうに思います。

ただ、私もいろいろな関係者の方と、庁内の職員の方とお話ししますがけれども、やはりかなり皆さん、トラウマになっているのかなということで、もう多賀城は特別史跡だから何もできないと、これは職員だけではなくて、市民もそういうようなくっと思いがもうしっかりしみ込んでしまって、何もできないのだと、無理なのだという、そういうところで固定観念にもう何かとらわれているということで、私、いろいろ話をすると非常に感じます。

それは理解できないことありません。今までがそうだったということもありますけれども、でも、そういう方向で、国自体も、活用ということでやっておりますし、また、今回の法律をつくるに当たりまして、文化庁の審議会でこのような報告書を出しております。

「地域の文化財を、周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取り組みを、国が支援する具体的な仕組みが必要である」というふうに、文化財もこのように認識をして、明文化しておりますので、やはりこの辺を楯にとというか、とりまして、今後この特別史跡の活用というものに対して、本市にとっては大変な課題であるということ、やはり市がしっかりとランドデザインを考えながら、市のやる気というのですか、意気込みというものをしっかり伝えていただいて、そして変えていっていただきたいというふうに思いますので、これは要望いたします。

あと、2点目の、病後児保育の件ですけれども、平成 21 年度から始まるそれについてということでありますけれども、当然、料金のことなどもその中に含まれると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。これも要望でよろしいです。

あと、学校ビオトープの件ですけれども、私は、多賀城には加瀬沼云々といういろいろありましたけれども、子供が安心して、安全で自然に親しめる場所というものは、「史都 多賀城」という割には少ないのではないかというふうに感じております。

そういう意味から、やはり学校ビオトープというのは、特に東部の方などはそんな感じがします。西部はどちらかというところでもないかもしれませんが、東部はそんな感じかなということで、自然体験学習教室などをやっていると言っていますけれども、どの程度、1年間その教室の中で、自然の中で学ぶということが、取り組まれているかという、私はちょっと疑問ではないかというふうに思いますので、学校ビオトープということが、日常的にそういう自然に触れて、観察しながら、自然のものを学ぶという点からいいますと、私は大切なこれからの「史都 多賀城」にふさわしい子供を育てるためには、必要な事業であると思います。

いろいろな先進地事例を見ますと、やはり地元の地域力を生かして、そして皆さんにお手伝いをいただきながら、そういうものをつくる、そういう空間をつくったりなどしているようでありますので、その辺ももう少し検討していただければというふうに思いますので、こちらも要望にとどめさせていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（根本朝栄）

ここで暫時休憩いたします。再開は 11 時 25 分といたします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

（議長 阿部五一着席）

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

私の質問は 3 点でございます。

第 1 は、中央公民館の運営についてでありまして、現在、使用申請書の受け付けを使用日前 2 カ月以内としておりますが、せめて 6 カ月程度に延長していただきたいというものであります。

公民館の使用許可申請書に関する規定は、多賀城市公民館管理規則第 5 条（使用許可）にありまして、次のようになっております。

「条例第 5 条第 1 項の規定により、公民館の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする初日の前 2 月から 3 日までの期間内に使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育長が、特に必要と認めるときは、1 年前から行うことができる」。

ただいまの引用文中、条例第 5 条第 1 項の規定とは、多賀城市公民館条例の第 5 条第 1 項のことでありまして、「公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない」というふうになってございます。

私が知り得る限り、公民館ではこの条項を厳格に守った運営をしておりまして、使用日まで 2 カ月を超える期間がある場合には、「何日までにもたおいでください」という対応をしております。これは実情に合っていないのではないかとというのが、私の問題提起でございます。

大まかに、私の体験から言いまして、30 人程度までの行事であれば、2 カ月という期間があれば、十分であろうと思えます。ところが、100 人前後の行事を行うとなりますと、2 カ月前まで会場を確保できないというのは大変なことでもあります。

まず会場が確定しなければ、宣伝もできません。確保できたとしても、当日まで 2 カ月しかありません。これもまた大変なことでもあります。

それで、比較的大きな行事を組みたいというときには、1 年前から申請できる展示室を利用すればいいのではということになりますが、これはかなりの需要がございまして、とりわけ土曜日、日曜日などは、数カ月から 1 年先までびっしりと予定が入っている状況であります。

こうして、私も、そして多くの利用の方々も、この2カ月条項に悩まされているわけでございます。

この2カ月という規定はいかなる理由によって設定をしているのでしょうか。私はとても実情に合っているとは思いません。せめて半年先程度まで、公民館も申請できるようにしていただきたいと思いますが、教育長の答弁を求めるものであります。

第2は、脳検診への助成についてでありまして、大和町、富谷町、大郷町等黒川郡では、既に実施をされておりますので、本市でも実施を検討していただきたいというものであります。

この問題は、まず石橋議員が先駆的に提示をされまして、続いて、極めて熱心に根本議員が取り上げてまいりました。その際、市内のある脳外科医院を高く評価をされておりました。

実は、昨年末の議会の最中、私は激しい頭痛に襲われまして、根本議員御推薦の脳外科医院で受診をいたしました。どういう症状だったのかといいますと、数秒置きに右後頭部から脳天に突き上げられるような激痛が走りまして、紙をさわっただけでも、頭部全体が痛むというものでございました。

この症状をお医者さんにお話ししましたら、頭部神経痛と診断されましたが、念のためにMRIの撮影も行いました。結果、健康な脳だと診断されまして、記念にその写真をCDに焼きつけて、有料でしたけれども、いただきました。

そのうち治ると言われましたが、余りにも痛みが激しかったために、鎮痛剤の注射をしまして、1週間分の鎮痛剤の処方せんもいただいて帰ってまいりました。

鎮痛剤の注射は、右後頭部の頭蓋骨に届かんばかりに深く、鼻うたまじりで注射をされまして、そのことを今も強く思い出すわけであります。

以上が、私の脳外科医院受診体験であります。

さて、ある方に頼まれまして、いろいろ大和町のことを調べておりましたら、脳ドックへの助成を行っていることがわかりました。大和町の主要な施策の成果によりますと、平成19年度は221の方が脳検診を受診いたしまして、要精検者、もう少し丁寧に調べなさいという方が13人あったそうであります。この221人の受診者に対しまして、197万円を支出しておりますので、1人当たりでは約9,000円の助成をしているのだらうと思いません。

富谷町はどうかといいますと、45歳から70歳まで、5歳間隔で節目検診をやっておりまして、受診者には1万円を助成してございます。同じく、平成19年度の決算資料によりますと、18年度の受診者は323名で、19年度は327名、4名の増だったそうであります。

同様に、大郷町でも脳検診への助成を実施しております。

大衡村まではまだ確認しておりませんが、恐らく、公立黒川病院も幾つかの指定病院の一つになっておりますので、その存在を考えますと、大衡村でも実施しているのではないかと推察をされるわけであります。

これまでさまざまな議論がなされてまいりましたが、さしあたり黒川郡ではほとんどの自治体の実施しております。まず、それらの自治体の成果をよく検討していただきたいと思えますけれども、市長の答弁を求めるものであります。

第3は、職員の給与体系についてでございます。

政府は、地方自治体の給与体系についても、業績に基づいた給与体系、いわゆる成果主義賃金を平成22年度から導入したいとの方針のようではありますが、その導入については、慎重にするべきではないかというものでございます。

「快く我に働く仕事あれ それをし遂げて死なむと思う」と詠んだのは、26歳にしてこの世を去った石川啄木の歌の一つでありまして、多くの方々が共感されるであろうと思えます。

平成20年版の「労働経済白書」は、「働く人の意識と雇用管理の動向」、すなわち、働きがいのある社会の実現がテーマでありまして、啄木の歌にも共通する問題だったわけでありまして。

平成20年版の白書は、7月23日発行で、A4判300ページ強、章立ては、初めに、第1章「労働経済の推移と特徴」、第2章「働く人の意識と就業行動」、第3章「雇用管理の動向と課題」、そして「まとめ」というふうになってございます。

総じて、この平成20年版の白書がどのように言っているかということ、を、「まとめ」から幾つか紹介をしたいと思えます。

まず、「業績成果主義の広がり」と長期勤続者に見られる意欲の低下」という項がありまして、その中から、255ページの上段でありますけれども、御紹介をしたいと思えます。

「労働者の仕事に対する満足感は、近年、雇用の安定の面で改善しているものの、収入の増加や仕事のやりがいにははかばかしい改善が見られない。こうした中で、仕事に対する意欲の低下が懸念されるが、労働者の意識調査を見ると、50歳代を中心とした正規の従業員で仕事に対する意欲の低下が見られ、大きな課題となっている。特に、長期勤続者が多い50歳代の労働者の意欲の低下に適切に対処することは、我が国の長期雇用慣行を有効に機能させていく上でも重要である」、まずこのように述べてございます。

そして、労働意欲の低下の原因については、次のように述べております。「労働者の意欲低下の原因としては、賃金に対する不満のほか、評価の納得性が確保されていないこと、職場のコミュニケーションが円滑でないことなどの不満が見られるが、特に50歳代について見ると、評価の納得性とコミュニケーションに対する不満が相対的に大きい。企業は、業績成果主義的な賃金制度を導入し、労働者一人ひとりに応じた賃金決定を行うことによって、仕事への意欲を高める人事方針をとってきたが、そのことは必ずしも成功していない。業績成果主義的賃金制度の導入に伴い、特に大卒ホワイトカラーにおいて、40歳代から50歳代の賃金格差が拡大しているが、みずからの賃金や処遇に納得できないまま意欲を失い、ただ無為に勤続期間だけが延びていくという労働者も少なくないのである」と、このように述べております。

さらに、こうした労働者の意識状況と雇用者側で認識のギャップが大きいということで、次のようにも指摘をしております。

256ページの中段であります。「仕事を通じて得られる満足感について、労働者の意識調査を見ると、どの産業でも満足感が低下したとする労働者の割合の方が高く、正規の従業員を絞り込んだことや、広く導入された業績成果主義的な賃金制度の運用などには、多くの問題点があったことが伺われる。一方、企業調査を見ると、企業は労働者の満足感がそれまでに低下しているとは認識していない。企業調査では労働者の満足感が低下したとは思わないとする割合が高く、企業側と労働者の認識のギャップは大きい」と、このように述べてございます。

さらに、これへの対応として、どういことを打ち出しているのかと申しますと、これは259ページの中段にありまして、次のようにあります。「このような中で、一人ひとりの働きぶりを賃金などに反映される業績成果主義的な賃金制度の導入も推進されてきた。これらの方向性は、人々の働きがいを実現していく上で評価できる面もあるが、着実な職業能力の向上を伴わなければ、いたずらに賃金格差を拡大させ、不満を累積させていくことになる。近年、大卒ホワイトカラーの中高年齢層において賃金格差が拡大傾向にあり、この結果、仕事に対する意欲を低下させてきた人々も増加していることから、公正で納得性の高い賃金、処遇制度の構築に取り組むとともに、評価システムの改善が職業能力自体の格差を通じて賃金格差につながっていくことを踏まえ、職業形成能力に対する支援を拡充していくことが大切である。また、雇用管理をめぐって、労使の認識ギャップが大きいことから、労使コミュニケーションの推進など、良好な労使関係を形成するための努力を求められている」ということで、労使の認識のギャップが大きいので、そのコミュニケーションが大事だというようなことも述べているわけでございます。

私は、市役所の中への業績成果主義賃金の導入は、やめた方がよいと思っておりますが、政府の労働白書によっても、単純な成果主義賃金の導入は労働意欲の低下を招くことを指摘をしているわけでありまして、また、労使の認識のギャップが大きいことから、労使のコミュニケーションの大切さも唱えているわけでありまして。

とりわけ、本市におきましては、珍しく市段階において労働組合のない職場でもありますので、この点は非常に大事になろうかと思えます。

ましてや、市役所は市民を相手に仕事をするとおりでありまして、その業務は多岐にわたっておりまして、しかも職員は一人ひとりが市民と対応するというよりも、チームとして対応をしているわけでありまして。

ところが、成果主義賃金の導入は、こうした職員をばらばらにして、チームもばらばらにしてしまう、そういう危険性が大きいわけでありまして。

なお、労働白書も、単純な成果主義賃金の導入について、次のように論じております。これは261ページの下段なのですが、短い引用です。「確かに、いわゆる仕事のできる人は、その成果をしっかりと企業に認めてもらいたいと思うだろう。しかし、どのような仕事も1人の力だけで実現できるものはなく、多くの人の見えない手助けのもとに、その仕事の成功があることに深く思いをいたす必要がある」。

単純な成果主義賃金の導入はだめだと、私は仕事ができるのだと、きちんと評価をしてくれという意見もあるだろうけれども、しかし、仕事というのはそういうものではない。目に見えない多くのサポートがあって仕事というのはできるのだと、こういうことを、労働白書自身が言っておるわけでありまして。

以上、るる労働白書から紹介をいたしました。白書の内容からしましても、成果主義賃金の導入については、慎重であるべきだと考えますけれども、市長の答弁を求めるものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

1 番目の、中央公民館の運営については、教育長から答弁させます。

私からは、脳検診への助成についてということから始めさせていただきます。

この脳検診への助成につきましては、これまでたびたび根本議員から御質問を受けてまいりました。本年第 1 回定例会での根本議員の質問にお答えしましたとおり、国民健康保険加入者に対して、特定健診、特定保健指導の一環として、早い機会に実現できるよう、検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、職員の給与体系についてですが、「平成 20 年版労働経済白書」では、藤原議員の先ほどの御指摘のとおり、「長期勤続者が多い 50 歳代の労働者の仕事に対する意欲が低下している」という意識調査結果に触れ、その原因として、賃金に対する不満のほか、人事評価の納得性が確保されていないこと、職員のコミュニケーションが円滑でないことなどの不満が見られる」としております。

業績・成果主義的な賃金制度を有効に機能させていくためには、やはり評価基準の明確化や評価結果の丁寧な説明など、制度の運用の改善に心がける必要性を私も感じているところでございます。

本市がこれから導入しようとしている職員の勤務成績の評定は、それ自体が目的ではなく、その結果を身分取り扱いの上で活用し、職員の努力が報われることによって、公務能率を増進させることが目的であり、評価はそのための手段となるものであります。

職員の勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分取り扱いがなされることが、職員の士気を高め、公務能率を増進する上で最も大事なことであると考えますが、藤原議員が言われたように、制度の導入に当たっては、その運用方法について検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

中央公民館の運営については、私の方から御回答を申し上げます。

公民館の使用申請につきましては、多賀城市公民館管理規則により、「使用とする初日の前 2 カ月から前 3 日までの期間内に申請書を提出しなければならないこと」となっております。

これは、公民館という地域に密着した施設が、地域の方々を対象とした行事やサークル活動などを行うに当たり、活動の計画や準備などに必要な期間として考慮しているものであります。

申請期間につきましては、以前に、社会教育関係団体として登録されている 185 団体を対象に、申請期間に関するアンケート調査を実施しております。

そのときの結果は、「使用の 2 カ月前がよい」73.8%、「3 カ月前がよい」11.2%、「6 カ月前がよい」4.7%、「1 年前がよい」5.6%、その他無回答を含めて 4.7%でした。

このアンケート結果や近隣市町の動向を勘案して、現在の申請期間にしている経緯がございます。

御質問のありました6カ月前から申請を受け付けることにつきましては、中央公民館だけの問題ではなく、他の地区公民館も共通した対応を行う必要があること、また、部屋を確保するために、無計画なまま申請を行い、部屋の確保をする方が出るなど、地域の方々の継続的な活動に支障を来すことも懸念されますことから、現在の期間を維持していきたいと考えております。

ただし、中央公民館は、市民会館との複合施設でございますので、市民会館とあわせて中央公民館部分も御利用いただくような催しなどの場合は、市民会館の申請日に合わせて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

脳検診については、できるだけ早い時期にやりたいというふうには考えているということだったのですが、黒川郡の実施状況等についても、多分つかんではいるのだと思うのですが、もいつかんでいないのであれば、よくつかんで、検討していただきたいというふうに思います。御答弁をお願いします。

それから、職員の給与体系の問題なのですが、私は、成果主義賃金を導入して、結果として、労働白書でこういうことを指摘せざるを得ない状態になってしまったというのが、非常に重大なことだというふうに思うのです。

ですから、企業もいろいろ手を打てることをやって、こうなったのだと思うのです。ですから、やり方それ自体はいいのだと。確かにこの白書の中でも肯定している、自分が仕事ができると思っている人は、その成果主義賃金を肯定する人も多いのです。

しかし、問題はその40代、50代の、長いこと仕事を蓄積してきた人たちの中に、仕事に対する満足感が非常に低下をしていると。これは物すごい損失だと思うのです。

先ほど言いましたように、私は、役所というのは小さい単位にしてチームで仕事をやっています。大きな単位にしても、市長を先頭にした大きなチームとしてやっているわけでしょう。バレーボールにも前衛、中衛、後衛と、自分が好きかどうかに関係なく、前衛、中衛、後衛というのがあるのです。私は嫌だと言っていたら、試合が成り立たないのです。組織というのはそういうものなのです。

そういう中で、私、先ほど最後に引用したのですけれども、目立っている人ばかりが仕事をやっているのではないのだと。いろいろなサポートがあって仕事はやっているのだということを、白書でもわざわざ最後にそういうことを言っています。

ですから、そういう点で、私は、やり方に問題があったというだけではなくて、導入それ自体についても、果たして役所全体の活力が増すのかどうかと、役所全体の職員のやる気が増進するのかどうかと、そういう根源的なところでの検討も私はやってみる必要があるのではないかと。今度の白書を読みまして、つくづくそういうふうに思ったのですけれども、その点での市長の見解を求めたいと思います。

それから、公民館です。先ほど、そのアンケート調査に基づいて、2カ月というのを設定したと。全体としてはそういうことになるのでしょうか。ですけれども、3カ月にしてほしいという人が11.2%、6カ月にしてほしいという人が4.7%、やはり不便を感じている人が実際にいるわけです。

ですけれども、最大は2カ月なので、2カ月でいいのだというのは、ちょっとしゃくし定規ではないかと、対応が。

それから、いやいや、文化センターと一緒に使えるときは、一緒に認めますと言っているけれども、それはよほど1,000人単位以上の、あるいは千数百人規模のよほど大きな行事ですよ。

ですけれども、問題なのは、やはり50人から百数十人ぐらいの間の行事をやるときに非常に困るのです。ですから、私はぜひ考えてもらいたいのは、例えば、第3、第4会議室を全体を使ってやるような行事については、この2カ月条項については例外規定を当てはめるとか、あるいは、和室で第1から第3まで全部使いたいというような行事の場合には、やはりその例外規定を設けるとか、もう少し柔軟に対応してもいいのではないかと。10人、20人の行事を組むのと、100人前後の行事を組むのを、2カ月だ、2カ月だと頑張っている必要は全然ないのではないかと。もう少し住民の側に寄り添った、住民の活動の実態に寄り添った対応をできるのではないかとというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

脳検診の方は、保健福祉部長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

職員の給与体系についてでございますけれども、藤原議員がおっしゃることは、私自身もわかります。役所全体が機能するようにどうしたらいいかということで、いろいろ試行錯誤をやっているわけでございますけれども、当然この問題については、今、経済白書のことを大分言われましたけれども、そのいい方法については十分検討してまいりたいというふうに思います。

去年から、ただ、恐らくほかの市役所等、役場等では行っていない、要するに、下の方からの評価、今まではほとんどが上からの評価だけしかやってきていなかったわけでございますけれども、今度は逆に下からの評価も入れるようになって、皆さんが納得するような評価状況を持ちながら、その人、その人のポジションを決めていくようなことも入れておりますので、いろいろな人事の評価、あるいは賃金の評価というのは、いろいろな形であるかと思っておりますけれども、それなりに100%皆満足するような評価というのはないとは思いますが、もう少し試行錯誤をさせていただきながら、多賀城方式のようなものができればいいなということで、頑張ってみようというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

藤原議員の御質問でございますけれども、黒川の方の現状でございます。

大和町につきましては、1万円を限度額として助成をしております。対象者が40歳以上ということで、先ほど藤原議員がおっしゃったように、平成19年度では221名の方が受診されているということです。

富谷町につきましては、45歳から5歳刻みで70歳まででございます。この富谷町も同じように上限1万円でございます。実績としては327名ほど受診されているということです。

大郷町につきましては、40歳以上で、8,000円助成額がございます。大郷町については30の方が受診されているということでございます。

そういうことで、他の市町村は助成額で大体1万円が大方多いようでございます。

ということで、今後、対象者をいかにしていくか、5歳刻みにするか、10歳刻みにするか、その辺は今後の検討にしてみたいと思います。ということで、上限額は1万円ぐらいになるのかということで、検討させていただきます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

公民館の方についてであります。住民の実態に寄り添った対応というふうな話でしたが、アンケートを見るとおり、73.8%という数字からすれば、住民に寄り添った対応をしているのではないかとこのように考えております。

ただ、複合施設であるというふうなことで、これまで公民館とそれから文化センターといいますが、そちらの方との兼ね合いを、若干厳密になっていたかなというふうなこともありまして、例えば、大ホール、小ホールは別にして、あそこの展示室が、いわゆる第3ホールというふうな扱いがあります。あれも文化センターの方なのですが、それを借用したいというふうなことであれば、これまでの厳密なところでは、利便性を図りまして、隣の例えば創作室とか、あわせて活用できるようにというふうな考えを持っているわけがあります。

いずれにしても、現在、社会教育関係団体がもう200近くあるものですから、そういう細々とした人たちの意見も、十分に組み入れながらやっていかなければならないこと、それから、ほかの2公民館との関係もあること、ただし、刻々と時代が変わっておりますので、現場を改めて把握しながら、今後とも考えていかなければならないかというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

総じて、かたくなに否定するというのではなくて、とにかく問題提起したことは、検討しますというような中身の答弁でしたので、そういう方向でやっていただきたいと思いますが、そういうことで、脳検診もやっていただきたいと思います。

それから、成果主義賃金の導入についても、いろいろ問題があるのは感じているということで、考えるところはいろいろあるのだというお話でした。

それで、もう一つだけちょっと紹介したいのですけれども、白書の中でこういうことを言っているのです。「我が国の労使関係において取り組まれてきた雇用慣行の見直しは、正規従業員の絞り込みと業績・成果主義の導入へと進んだが、今日、多くの国民はこれまでの取り組みの問題点を強く意識するようになっている。日本型雇用慣行をめぐる意識も、

この10年間で大きく変化し、長期雇用などの慣行を改めて評価する意見が増加するとともに、日本の企業が持つ組織の一体感や自分の就職した会社での継続的、計画的な能力形成を大切にす一企業キャリア指向を評価する見方も強まっている」。

つまり、90年代から2000年代の初めころにかけて、いわゆる、これも新自由主義に基づく構造改革の中で、片方では派遣がどんどんふえると、片方では正社員がどんどん減らされると、そして成果主義賃金だということで、給料に格差が出るという中で、こういう結果になったわけです。

そういう中で、従来の日本型雇用慣行を評価する意見も改めて出ているのだということ、わざわざ舩添さんが大臣を務める労働白書で書いているのです。

ですから、成果主義賃金がもう100点満点で、絶対それを導入しなければいけないものだというふうに考えるのは、もはや時代おくれではないかというふうに思うのです。

そういうことで、ちょっと私も、主に「まとめ」のところをざっと読んだだけですので、特に役所の人事関係の部署にある皆さん方は、よくこの労働白書を読んで、検討していただきたいというふうに思っております。ということで、要望しておきます。

それから、公民館の2カ月の問題なのですが、私は、体制としては2カ月を支持するというのはわかるのです。アンケートをやって、その78%の人が2カ月でいいと言っているのですから。それは2カ月を多くの方々支持するのはわかります。

ですけれども、不便だと思っている人が現にいるわけです。展示室でやりたいと思って借りに行くと、ですけれどももう埋まっていたと。同じぐらいの広さが欲しいと思って、第3、第4会議室を申請したら、「いや、2カ月にならないと無理です」と言われて、断られてしまうと。

ですから100人規模の行事でも、2カ月にならないと場所を確保できないと。それで悩んでいるわけです。私のところに相談に来たのは、恐らく、その3カ月や6カ月や1年の方に属している人が、相談に来た、苦情を言いに来たのではないかというふうに思うのですけれども、大半が2カ月だから、2カ月でいいのだというのは、ちょっとしゃくし定規過ぎるのではないかと。

そこで、私は、先ほど提起したのは、第3、第4を借りてやらざるを得ないような行事、第1から第3和室まで借りてやらざるを得ないような行事、そういうものについては、親切に相談に乗ってあげるとか、あるいは、本当は展示室でやりたいのだと、ですけれども借りられなくて、同じぐらいの場所といえば、もう第3、第4しかない、あるいは和室の第1から第3までしかないというような場合、2カ月規定は外してもいいのではないかと、もう少しそういう柔軟な対応にさせていただいてもいいのではないかとというふうに思うのですけれども、その公民館の問題については、再度、教育長の方から答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今、73.8%のお話をしましたが、確かにこの逆の立場から見れば、6カ月が4.7%、1年前が5.6%というふうなことで、この数字もまだあることも事実であります。

先ほどもお話ししたとおり、他の施設の関係もありますし、複合施設でもあるというふうな関係、それから、現状をさらに把握しまして、どういうことになっているのか、今後改めてまた検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午後 0 時 04 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

8 番森 長一郎議員の登壇を許します。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

私の質問は大綱 3 点であります。

最初に、隣接しております仙台市が、来る 10 月 1 日からごみの有料化をスタートすることにより、本市への不適切な、また不法なごみの排出、投棄が予想されると考えられますが、その対応を伺うものであります。

これは、決算特別委員会の中でも、多くの委員が多分聞きたかった内容ではないかというふうに思います。それを抑えていただきまして、大変感謝申し上げます。

また、昨日の河北新報の朝刊では、答弁に似たような内容の多賀城市のコメントが載っております。それに対してもめげずに質問をさせていただきたく、お願いいたします。

仙台市は、平成 11 年度より 100 万人のごみ減量大作戦を展開し、多賀城市同様、ごみ分別の徹底やプラスチック製容器包装の分別収集など、ごみ減量、リサイクルを進めてきましたが、家庭から出されるごみの減量が思うように進まず、ここ数年は横ばいの状態が続いており、家庭ごみの中には、きちんと分別すればリサイクルできる資源物がおよそ 4 割も含まれており、リサイクルされることなく工場で焼却されているそうであります。

そこで、仙台市は、さらなるごみ減量、リサイクルを推進し、杜の都仙台のすぐれた環境を次世代に受け継いでいくため、また、減量、分別への努力が反映される仕組みをつくるために、10 月 1 日より、家庭ごみ等受益者負担制度、有料化なのであります。導入する結果となったのであります。

仙台市では、住民に対して地域説明会、ごみ有料化実施直前説明会等で、内容、ルールなどの周知を図り、ルール違反对策として、導入前では、市内 1 万 7,000 カ所あるごみ集積所のすべてについて、事前調査を行い、その結果、排出ルールが守られていないごみ集積所を中心に、町内会やクリーン仙台推進員と連携しながら、立ち会い指導、利用者宅へのチラシ配布、巡回指導、分別講習会の開催などにより、制度導入前のマナー向上を指導・啓発したり、戸数の少ない集合住宅の適正排出指導を強化するため、本年 2 月よりごみ集積所の設置を義務づけている戸数の基準を、10 戸から 4 戸に引き下げるなど、ごみ集積所設置基準の見直しを図るなどし、制度導入当初についても、市職員が全庁体制のもと、10

月 1 日から 14 日までの 2 週間、朝 7 時から 8 時半までの間、住民の協力を得ながら、各集積所を巡回するとともに、導入後も巡回パトロールを進め、必要に応じ、市職員による早朝、夜間パトロールをも実施し、不適正排出の防止に努めるとしております。

また、制度導入に伴い、不法投棄の増加が懸念される橋の下や海岸、道路沿いへの監視カメラの設置、パトロールの実施など、警察等の関係機関とも連携しながら、不法投棄の監視体制の強化も図るとのことです。

このように、仙台市のごみの有料化、管理強化を目前に控え、隣接する本市においても、不適切な不法なごみの排出、投棄など、影響が懸念されるのでありますが、その対応を急ぎ伺うものであります。

次の質問も、環境問題に対する質問ではありますが、提案と申し上げた方がよいのかもしれませんが。

これは、1997 年 12 月 11 日に、京都市の国立京都国際会館で開かれた第 3 回気候変動枠組条約締結国会議で議決された、正式名称「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」、いわゆる京都議定書にて、地球温暖化の原因となる温室効果ガス的一种である二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の先進国における削減率を 1990 年を基準として各国別に定め、共同で約束期限内に目標値を達成することが定められたのであります。

京都議定書 3 条では、さきに挙げた 6 種の温室効果ガスを 2008 年から 2012 年までの期間中に、先進国全体の合計排出量を、1990 年に比べて少なくとも 5%削減すること。続いて、4 条では、各締結国が二酸化炭素とそれに換算したほか 5 種以下の排出量について、それぞれの割り当て量を超えないよう、削減することをも求めているのであります。

この期間が終了した後の第 2 約束期間において、京都議定書を引き継ぐ枠組みとして、現在、通称ポスト京都議定書づくりに世界各国が議論を行っており、さきの洞爺湖サミットでもこのことに対して、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を 50%削減することを、気候変動枠組条約の全締結国と共有し、採択することを求めることを、G8 は共有することで合意し、2020 年までの中期目標については、野心的な中期の国別総量目標を実施することを求めることで合意を図ったのであります。

この発端ともなった京都議定書に基づき、並行して 1997 年に新エネルギー法が成立しており、今年 4 月には改正され、新エネルギーの概念の指定が、「再生可能エネルギー」に限定され、現在、政令ではバイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、バイオマス発電、太陽熱利用、太陽光発電、温度差エネルギー、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、マイクロ水力が指定されているのであります。

本市においても、平成 18 年度、19 年度で終了した多賀城小学校改築の際にも、太陽光発電システムが採用されており、発電、備蓄量が表示され、児童が環境問題を身近に考えることを可能にし、また、同校の費用の一部軽減ともなっていることから、市民への普及・啓蒙も重要なことではないだろうか、我が会派では、昨年 11 月に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付を行っている先進地・天草市へ視察に赴いたのであります。

概要は、地球環境を保全することを目的に、市民が新エネルギーを積極的に利活用するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付することを趣旨とし、補助対象を、「市内に居住し、市内の店舗などの併用住宅を含む既存住宅及び新築住宅に発電システムを設置する人、または、設置済みの建売住宅を購入する人」としており、

補助額は太陽電池出力 1 キロワット当たり 5 万円（1,000 円未満は切り捨て、20 万円を限度）としております。

平成 17 年にこの補助要綱を作成、2 市 8 町が合併した平成 18 年 3 月から平成 22 年度までを期限とした施策であります。

平成 18 年度の実績は 87 件、19 年度は 59 件と需要も多く、市民の関心も高いことがうかがえるのであります。

世界規模、地球規模での環境問題に我が多賀城市も貢献できる施策として、ぜひ御一考をと思うのでありますが、御所見をお願いするものでございます。

最後に、教育についてであります。今、何かと話題になっている全国学力テストの結果について、多賀城市教育委員会としても、その分析とその対応を協議されているところと思います。

私も、学校の成績だけがすべてではないと思うのでありますが、大切な、大きな要因の一つとして認識はしております。

教育環境に限らず、情報過多、家庭力の低下など、生活環境も大きく変化しており、子供たちもこの時代の波に翻弄されており、子供たちに対する教職員の皆さんの日ごろの御努力には改めて敬意を表するものであります。

学力だけがすべてではないと前述させていただきましたが、事あるごとに、昌浦議員が「市民歌を、歌える市民を」と強く提唱されていること、菊地市長が、「多賀城の歴史を語る子供たちを」と、情熱を持たれていることに大きな意義があると私も思っております。

学力全国 1 位になった秋田県民、秋田県御出身の方々には、驚いたことに、県内各地の市民歌はもとより、秋田県民歌をほとんどの方が歌えるのであります。この事実については、私も秋田県民、秋田県出身の友人がいるので、よく理解できるところでございます。

郷土を愛することとは、住んでいる家族、親戚、友人、隣人、かかわりのあるすべてを愛することから始まっていると言っても過言ではありません。その土壌づくりが学力全国一を生み出しているような気がしてならないのであります。

その土壌づくりを始めたのが利府町であります。「町は一つの学校」の理念のもと、学校や学年を超えて、児童・生徒の縦と横のつながりを大切にしたい新しいふるさとづくりを目指すため、県立利府高等学校を頂点とし、県立養護学校、町内小中学校 9 校の計 11 校による「十符っこブラザーシップ」を平成 16 年 6 月に組織し、あいさつ運動、スクールバンドフェスティバルなどの積極的な事業の展開により、日常的な児童・生徒の交流が深まるなど成果を上げ、その取り組みは地域社会へも広まったようであります。

しかし、一つの学校だけ、あるいは学校サイドだけで解決できない問題も多く見られるようになり、これらの課題に対応するために、学校・保護者・地域・行政の連携のもと、それぞれの中学校区ごとに組織を形成し、共通の課題やそれぞれの問題への的確な対応を図ること、さらには、義務教育 9 年間を見通し、地域の特性を生かした、利府ならではの教育の充実を図ることを目的として、スクールシップ事業を本年度より実施しているのであります。

その一つが、8 月 24 日の河北新報に掲載されました記事、しらかし台中学校で、生徒が学区内のしらかし台小学校、青山小学校の児童に、夏休みを利用して勉強を教える初めての試み、「小学生学習サポート」が、8 月 19 日から 22 日までの 3 日間行われ、勉強後は吹

奏楽部の演奏を聞いたり、校舎内を見学したりして楽しんでおり、小学生が中学に進学した際、環境変化に適応できなくなる中 1 ギャップの効果も期待できるとしているのです。

また、塩竈市においても、8月18日から22日までの5日間、五つの中学校区ごとに「しおがまサマースクール」を開催し、小学生に中学教諭が理科の実験や英語を教える「お楽しみ授業」も実施し、4年生から6年生が528名、中1から中3までが527名、延べ1,055人が参加しているのです。

この記事は9月8日の読売新聞に掲載されており、実は私はここで、この記事で初めてこのような授業が、地域学習支援センターだということを知ったのであります。

この記事には、県教育委員会の地域学習支援センターの取り組みがことしで5回目を迎えたこと、県内10カ所に限られており、多くの大学生のボランティアが活躍していることを知り、センターの増設も検討するとの方針も打ち出しているのです。

利府町、塩竈市のように、独自で始めた自治体もあり、当市における地域学習支援センターについての現状、今後の対応を伺うものであります。

以上、大綱3点について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、仙台市のごみ収集有料化に伴う本市の対応についてですが、仙台市に隣接する集積所に、本市指定袋にて排出されることが考えられます。

このことを仙台市に対して申し入れ、協議した結果、仙台市においては福室及び栄地区を強化重点地区として、職員及びびくクリーン指導員による巡回パトロールを1カ月程度実施するほか、その後、必要に応じた巡回をすることとしているため、本市集積所所在地についても確認作業を完了しております。

なお、不法投棄があった場合については、排出者に対して、仙台市より徹底指導することとしており、今後、仙台市との連絡を密にしていくことで合意しております。

本市としては、集積所へのポスター掲示により、ごみの不法投棄禁止を促すこと、また、職員の巡回パトロールや地域環境推進員への説明会を行い、その協力を得ながら、地域内集積所等の監視も含め、周辺住民の協力を得て不法投棄を防止してまいります。

次に、地域環境保全についてですが、地域環境問題は、今や全人類が共有する問題であり、国はもとより、市民の関心や危機感も年々高まりを見せております。本市におきましても、平成12年度策定の環境基本計画を軸として、市民に対しさまざまな機会、方法により、環境保全を呼びかけてまいりました。

とりわけ、地球温暖化防止や省エネの取り組みにつきましては、環境家計簿の実践、広報、イベントを通じ、身近な生活行動の中でできることの重要性について啓発してまいりました。

本市といたしましては、今後も地球環境問題を重要事項の一つと位置づけ、まず地球環境に関する問題意識の向上と、家庭の中で実行できる省エネ実践による啓蒙活動を積極的に進めてまいります。

また、御提案のありました住宅用太陽光発電システムは、化石燃料にかわる代替エネルギー対策であり、このシステム導入費用は、一般住宅で平均 300 万円程度かかると聞いております。導入による費用対効果や温室効果ガスの排出量の削減量など、具体的な数字は把握しておりませんので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

3 番目の、地域学習支援センターについては、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の、地域学習支援センターについては、私の方から御回答を申し上げます。

まずもって、地域学習支援センターであります。これは宮城県教育委員会が、夏休み期間に合わせて、児童・生徒の学習支援を目的に、県内 10 カ所に開設しているものであります。

仙台教育事務所管内では、塩釜高校と名取高校が指定を受けて実施しておりますが、本市からは、塩釜高校に小学生 6 名、中学生 20 名が参加しております。

また、これとは別に、本市における夏休みの期間中の学習支援については、各学校が独自に創意工夫をいたしまして、教室や図書館などを活用して、小学校 3 校、中学校 4 校で実施しております。

ことしの実施概要であります。小中学校合わせて延べ 93 日間で合計 188 時間、1,261 名の児童・生徒の利用がありました。

来年度以降につきましては、ことしの課題を踏まえ、学習支援活動についてのネーミング等も工夫いたしまして、今年度以上に充実した内容で実施できるように、校長会等で相談してまいりたいと思っております。よろしく願いをします。

○議長（阿部五一）

8 番森 長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず 1 点目の、ごみの問題でございますが、もうこれについては予測される問題だというふうなことで、早速対応された。仙台市との協議が進んでいる。多分地域の部分は、新聞の記事ではないのですけれども、戦々恐々としているだろう。前にもごみの分別が変わったときにも、若干そういうことがあったというふう聞いておりますので、多分その影響は大きいのではないかと。

その対応、そのときに応じてというふうなことであります。仙台市も本当にさまざまな手を打って、その有料化に対して管理の整備状況を整えていると。

市については、この1カ月間、新聞にも出ましたので、多分落ち着いてはいるのだろうか。ただ、これが落ち着いてからが、多分また出てくるのではないかというふうに思われるわけです。ですから、一応この件に関しましては、その都度、その都度でいっても、また、まず予測されることではありますので、その対応は対応として、1カ月後、それから2カ月後と、ある程度定期的いきちんとした対応をされるといいのかというふうに思います。ぜひその辺、近隣している部分が非常に多いということで、新聞の記事でも一番大きく、「多賀城市が」というふうに載っておりましたので、ぜひその御対応をお願いしたいと、その点、確認の意味でも、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

2点目に関しましては、今ずうっと聞いていると、なるほどISOなり、いろいろな形で環境問題に市も対応しているらっしゃる。今、実際御答弁の中では、やはり財政の部分が非常にかかわることなのかというふうに思われるわけであります。やはりその200万円から300万円の投資が必要だと。そのうちの1割から10何%の補助というふうな形になるわけでございますので、もちろん、ただ、これは地球規模の問題、世界がそういうぐあいで動いております。天草市でも平成22年度までという期限つきで出しておまして、この投資の部分が、多分政府の方もこれに対しては何らかの形で動きが出るのではないかとと思われると思います。

ですから、まずその国の補助制度ができれば、いち早く通していただければと。市の財政も大変なのはよくわかりますので、その辺の御対応、まずはでも試しにやってみることも必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ、この余裕があればお願いしたいと思います。この点に関しても御答弁をお願いしたいと思います。

地域学習支援センター、多賀城市でも随分とやってらして、1,261名、何とこれに関しては、新聞、読売だったのですけれども、多賀城市も取材すればよかったのというふうなことでありまして、もう少し、多分塩竈、利府さんもおっしゃっていたのですけれども、来年度に関してはもっともっと周知徹底をさせていくと。それで参加された方のその言葉もどんどん、どんどん広めていきたいというふうにおっしゃってありました。

ということで、せっかくいいことでありまして、その対応を早速されている多賀城市ということで、改めて認識をさせていただきました。

あるところでそのお話が出たときに、今、大学生のボランティア等を県教育委員会ではやっているのですけれども、これがいいのか悪いのかは別にしまして、高齢者の世代でも、そのシルバーの方々の活用をされてはいかがかと、活用というのは失礼なのかもしれませんが、その能力を生かした形でお手伝いをさせていただいたらいかがかというふうな話もございまして、ぜひその辺のところ、多分、先生方が忙しいところで、夏休みやら休み期間中やらというふうなところも、このシルバーパワーも利活用できるのではないかとというふうに思います。その点、大変申しわけないですが御答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしくどうぞお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

森議員からごみ問題について再質問がございましたけれども、恐らく始まったばかりのときは、お互いに緊張感がありますから、また、投げる方でも緊張感があるのかというふうに思いますので、意外とその辺は少ないのではないかと。心理状況からいいますと。

森議員がおっしゃるように、本当に落ち着いてから、1カ月、2カ月たってからが、本当にそういうことをなさる方が出てくる可能性は恐らく多いと、私もそういうふうに思います。

ですから、定期的にということで、これは新聞でああいうふうな報道をされれば、当然、その辺はやれないなというのを、やるつもりの人でもできないでしょうから、監視の目が届かないころになると動き始めるのかというふうな思いでございますから、高橋地区あるいは新田地区の方々が、一番その先に立たなければいけないわけでございますけれども、その辺も地域の環境推進員さんなどにもお願いして、監視の目をその辺に重点を当ててやっていただくようにも、私の方からもお願いしたいというふうに思っております。

2番目の、太陽光発電ですが、このことについて、財政的なものがというのは当然のことでございます。やはり300万円となりますと、自分の家をつくられて、新設する場合には、それは含めてしまうかという思いもあるでしょうけれども、新たにつけるとなると、これはなかなか大変だと思います。

県内の自治体では、丸森と加美でやっているのです。ただ、上限が8万円と20万円ですから、300万円にはとてもではないけれども届かないということでございます。森議員おっしゃるように、国の方で例えば半分ぐらい持つとか、県はちょっと今、財政的にも厳しいので、県の方ではなかなか難しいのかというふうに思いますけれども、その辺のことが出てくれば、やはり地球に優しい環境づくりのためにも、促進してみたいという気はあるわけでございますけれども、その辺、国の動き、あるいは県の動き等をにらみながら、いろいろ研究させていただければということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

豊かな心、健やかな体にあわせて、確かな学力をつくるというのは学校の重要な役目というふうなことで、学力向上の質問がございました。

若干触れさせてもらいますが、多賀城市において、学力向上の教務主任、それから研究主任を中心にして、共通理解を図って、推進しておりますし、なお、学力向上については、県の指定、強い希望もいたしまして、県下中学校2校の中の一つ、高崎中学校は今、学力向上プログラムの授業を実施しております。ここを中心にして、研究主任その他集まって、いろいろ研究を進めております。

そのほか、学校の名前を挙げれば、文部科学省指定の東豊中学校のキャリア教育、これは県で唯一ちょうだいしておりますので、そういうふうなことをもとにしながら現在進めております。

ただ、課題があるとすれば、地域との連携といいますか、地域力をいかに学校に呼び込むかというふうな点で、これからまだ研究しなければならないところがあるかというふうに思います。

それから、小・中・高、多賀城高校がここにありますので、小・中・高、ただ、その学院大学については、東豊中学校の子供たちが実際に行って、御指導を受けているというふうなことでございますので、なお、学院大学については、教職を目指す学生の連携も図ろうというふうな、今準備をしておりますので、その課題は確かにあります。ネーミングだけでなく、そういうふうなことを踏まえながら、さらによりよい学校経営になればというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

8 番森 長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

市長の御答弁をいただきまして、全くそのとおりでございまして、二つ目の質問なのですが、総額に関しては非常に、なかなかその 300 万円、ただ、新築、それを求めて建てられる方ないしつけられる方に関して、何件かやってみてもこれはいいのかというふうに思うのですけれども、それは財政の幅でもって、どのぐらい需要があるかということが必要なのでしょうし、その辺のところ、少し考えていただければというふうに思います。こちらは答弁必要ないです。

教育長、今ずうっと伺っていて、私の勉強不足で、本当に非常にいろいろなことをやっているのだな、かかわっているのだなというふうに改めて思いまして、縦横無尽にそのマンパワーなり、あとは縦横の連携をずうっととってらっしゃることが把握できて、何よりかと思うのですけれども、一つ、今、教育長のおっしゃった、その横の連携がというふうな部分だと思うのですけれども、非常にその縦の部分では、利府高校を頂点としたという、多分利府町のお話に即して、その学院大が出てきているというふうに、多賀城も非常に、学院の子供たちも教職をとられる子、ただ、いろいろな意味で地域、行政、すべてにおいて、「町は一つの学校である」という、私、ここでごうと心を実はつかまれました、「ああ、すごいコンセプトだな」と。「町は一つの学校である」と、本当に心を実は動かされまして、そこからずうっと始めていったら、地域学習指導センターに届いたわけでありまして、その「町は一つの学校である」というコンセプトから基づくと、非常にいろいろなことが生まれてくるのではないかとというふうに思います。非常にこれは衝撃でした。

ということで、そこから生まれるものに関しては、本当にいいもの、それが多分地域とか行政とかという連携に結びついてくるのではないかとというふうに思いますので、ぜひ、本当に子供たちのためでございますので、ぜひこのままいい施策は施策として続けていただいて、また新しいことをどんどん取り入れていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。（「答弁は」の声あり） 要りません。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3 議員提出議案第 1 号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（阿部五一）

日程第 3、議員提出議案第 1 号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20 番小嶋廣司議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

議員提出議案第 1 号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

次ページをお願いします。

多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則

多賀城市議会会議規則(昭和31年多賀城市議会規則第1号)の一部を次のように改正する、
ということで、第100条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め
るといふものであります。

これは、議員の派遣に関する条項でございまして、このたび地方自治法の改正により項ず
れが生じたので、改正するものであります。

附則「この規則は、公布の日から施行する」ということで、平成20年9月25日、本日、
市議会議長阿部五一殿に提出するわけであります。

提出者 市議会議員小嶋廣司、賛同者以下のとおりでございます。

よろしく御賛同のほどをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書案第4号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政
措置を政府等に求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 4、意見書案第 4 号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の相澤耀司議員から提案理由の説明を求めます。14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

意見書案第 4 号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書の提出について、提案理由の要旨についてお話しさせていただき、議員諸氏の賛同をお願いいたします。

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や、一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室 NOVA 事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化しております。

よって、多賀城市議会は、国に対して消費者主役の消費者行政を実現するため、下記のような施策ないし措置を講じるよう強く要請いたします。

記

1、消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワーク構築等、必要な法制度の整備をすること。

2、地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、要旨を述べて、賛同をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 意見書案第5号 後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書の提出について

○議長(阿部五一)

日程第5、意見書案第5号 後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。6番金野次男議員。

○6番(金野次男議員)

意見書案第5号 後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書の提出について、要旨を説明させていただきます。

後期高齢者医療制度は、本年4月1日に施行されましたが、制度が複雑なことに加え、施行直前の制度見直しや施行当初の周知不足と相まって、国民の間に誤解や混乱を招き、制度のあり方についてさまざまな議論がなされてまいりました。

本医療制度は、急激な少子高齢化の進行や経済の低成長への移行など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療制度を持続可能なものとするため創設されたものでございます。

以下、三つの要点を申し上げます。

1、国は、制度の設計者として、国民の理解が得られるよう、制度が定着するまで責任を持って制度創設の背景や理念、制度の基本的な仕組みについて周知を図ること。

2、制度見直しの実施に必要な財源は、国の責任において確実に財政措置を行うこと。

また、制度の実施に伴い、市町村や広域連合に過重な負担が生じないように、適正な財政措置を行うこと。

3、制度の運営や見直しに当たっては、市町村や広域連合の意見を十分聴取し、現場の実情に配慮すること。

議員各位の皆様方の御協力をお願いします。

○議長(阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

制度も複雑なのですけれども、政府・与党の動きも複雑でして、さっぱりわけがわからないのです。

それで、9月20日の河北新報には、厚生労働大臣が「廃止を検討した」というふうにあります。75歳以上など年齢で分けしない、つまり、これはもう後期高齢者医療の根本問題に対する言及なのです。

その後、総理になりました麻生さんが、21日に各テレビ番組でお話ししたのは、やはり年齢による線引き、年金天引きの強制、世代間の反目の三つの点で見直しをするのだと、これも年齢による線引きが入っていますので、この後期高齢者医療制度の根本問題に言及をされているわけです。

ところが、23日夜に、自民党・公明党の首脳会談が開かれまして、政権合意が発表されました。それによると、後期高齢者医療制度の見直しについて、法律に規定された5年後見直しを前倒してよい制度にするのだというふうに述べているのです。

廃止をするのか、見直しをするのか、その動きがさっぱり複雑でわからないのですけれども、その辺、どういうふうに認識されているのか、御説明をいただければというふうに思います。

それから、二つ目なのですけれども、こうした政府・与党自身が非常に混乱しているといえますか、複雑な動きをしているのですが、これ自体がいわゆる後期高齢者医療制度の制度の欠陥を示しているのではないかというふうに思っているのですけれども、その2点について御説明をいただければというふうに思います。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

今、藤原議員の方から、舛添大臣のことを言われましたが、私も、麻生内閣の17人の閣僚の中に舛添大臣が入閣したということは、非常によろしいと思います。国民に対する今までの説明能力を高く評価されたのではないかと思います。

また、厚生年金記録の6万9,000件の改ざん等の問題の処理や、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度について、抜本的な見直し、また、年齢的な線引きや年金からの保険料の天引きなどを見直すと表明しておりますので、どうぞ御理解を願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、本年4月に実施を強行しましたが、政府が制度の中身を国民に説明すればするほど国民の批判が広がり、政府は見直しに次ぐ見直しを余儀なくされ、わかりにくい制度がますますわかりにくくなっています。

この制度の一番の問題は、なぜ75歳という年齢で区切るのか、75歳以上の高齢者だけどうして別の枠組みに入れられるのかという点です。

今75歳の方は、現役時代は高齢者の医療にしっかり貢献してきた世代です。その人たちが、いざ年をとり、病気になるリスクを抱えた途端に、それまで入っていた医療保険から切り離され、「高齢者も応分の負担を」と、高い保険料を強いると、こんな理不尽な制度はありません。

問題の第2は、年金からの天引きです。ただでさえ少ない年金から、有無を言わず天引きする、保険料は2年ごとの値上げが確実なので、取りはぐれのないように取りやすいところから取る、こういうやり方に国民の批判が集中をしております。

この制度の廃止を求める署名は600万人を超えました。また、655の地方議会が見直しを求める意見書を可決しております。制度に異議を唱える都道府県の医師会は35以上にふえております。

そして、民意の結晶とも言える廃止法案の参議院可決の重みを考えれば、後期高齢者医療制度は廃止する以外にありません。

さらに、同制度に対する支援金の負担によって、大きな企業やそのグループで働く人たちが加入する健康保険組合の9割が赤字になり、負担に耐えかねた健康保険組合が相次いで解散を余儀なくされており、同制度導入の理由とされてきた持続可能な保険制度に逆行する現象も起きております。

9月20日には、舛添厚生労働大臣が、とうとう、「国民が支持しないような制度は大胆に見直すべきだ」と、「同制度にかわる新制度をつくる」と発言し、事実上、制度の破綻を認めました。舛添大臣は、新制度創設に当たり、1、加入者を年齢で区分しない、2、年金からの保険料の天引きを強制しない、3、世代間の負担の不公平間を助長しないとの原則を示しました。これは制度の根幹が国民に支持されていないことを、みずから認めたことにほかなりません。

麻生新首相も、同じ考えで、「見直す」と表明をしております。ところが、「あと1年は同制度を続ける」ともっております。しかし、破綻を認めるならば、直ちに廃止をするべきではないでしょうか。

この意見書の内容の1、制度の仕組みについて周知を図ること、2、市町村に負担が生じないように財政措置を行うこと、3、市町村の現場の実情に配慮をすること、この3点は、言うまでもなく、当然国の責任においてやるべきものであります。

しかし、後期高齢者医療制度は存続すればするほど、高齢者のみならず、国民を苦しめる制度です。この点を考えるならば、この制度は直ちに廃止をするしかないと考えます。

以上の点から、この意見書に反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

意見書案第 5 号に若干の思いを申し上げ、賛成の討論をさせていただきます。

御案内のように、この医療制度は、急速な少子高齢化の進行等による医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民皆保険堅持を基本とし、2003 年 3 月に、75 歳以上の新医療体制創設を打ち出す基本方針が閣議決定され、2005 年 12 月に医療制度改革大綱に後期高齢者医療制度新設が明記されたのであります。

2006 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し、そして、ことし 4 月 1 日より後期高齢者医療制度としてスタートしたところであります。

運営の主体を県内市町村宮城県後期高齢者医療広域連合のもとに運営されております。

この間さまざまな議論があり、施行令等の一部改正や高額療養費の見直しが行われることなど、さらに、見直しを前倒しして、制度の骨格は変えず、担当大臣の発言等々もありますが、広く国民から理解される方向に向かう制度と私は理解をするとともに、新内閣発足に大きな期待を申し上げ、意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第 5 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 意見書案第 6 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 6、意見書案第 6 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の竹谷英昭議員から提案理由の説明を求めます。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

意見書案第 6 号について説明を申し上げます。

皆さんも御案内のとおり、原油や食料品の価格高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃しているところであります。また、日本の景気はさらに減速しているという見方もふえているところであります。特に、生活困窮層の家計圧迫が懸念されている現状にもあります。

物価高騰による購買力の低下は、住民生活を圧迫させ、さらに地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念されているところであります。

このような現状にかんがみ、多賀城市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く求めるようお願いするものであります。

その一つは、原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分（約3%程度）の上乗せを行うよう、地方自治法第99条の規定によって、当議会から意見書を提出していただきたいということでございます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、説明にかえたいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

意見書案第6号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書に反対の討論を行います。

昨今の経済状況を見ても、このほど発表されたGDP予測では、実質成長率は年間でマイナス2.4%に落ち込んでおります。また、全国消費者物価指数によると、変動の激しい生鮮食品を除き、前年同月に比べ2.4%と急激に上昇し、生活必需品に限っては6%も上がっているのが現状でございます。

一方、雇用者所得は3年末から落ち込んでおり、物価上昇傾向が続き、所得が伸びない状況の中で、国民生活に大きな打撃を与えているのが昨今の現状でございます。

経済の落ち込みを回復し、生活者の不安を解消するには、タイムリーな経済政策が求められておりました。

このような中、政府・与党においては、先月の29日、総合経済対策「安心実現のための緊急総合経済対策」を決定いたしました。

その内容は、まず、物価高にあえぐ国民生活の不安を少しでも和らげるため、所得税や住民税から一定額を差し引く定額減税の実施であります。これは定率減税と異なり、中低所得者に恩恵が厚いのが特徴であります。

また、減税の恩恵を受けない年金生活者や生活保護受給世帯の方々に、物価上昇分は上乗せする臨時福祉特別給付金の実施も盛り込まれております。

その他、中小企業への融資の拡充や運送業など特定業種への支援、高速道路の料金引き下げなど、数多くの対策が盛り込まれているのであります。

この対策は、福田元首相のときに決定した対策であります。このたび首相に就任した麻生首相も、公明党との連立協議の中で、この対策を実行することを明言されており、現在開会されております臨時国会で、この対策を盛り込んだ補正予算の一日も早い成立が待たれているところであります。

成立へ向け、民主党、共産党などの皆さんの御協力をお願いするものでございます。

したがって、本意見書案の趣旨にある所得税減税と生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分の上乗せという内容については、既にこの緊急総合対策にすべて盛り込まれて決定しているのであります。

以上のことから、本意見書の趣旨には大いに賛同いたしますが、対策が既に決定している現段階での意見書の提出はいかがなものかと認識するものであり、補正予算の速やかな成立を心から願うものであります。

以上の理由から、本意見書案に反対の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今の反対討論を聞いていまして、ほとんど気持ちが同じなものですから、なぜ反対するのかさっぱり理由がわかりません。

この意見書を出して、おっしゃっている趣旨が国会の中で通らないとは、かえって後押しするものだというふうに思いますので、改めて賛成の討論をさせていただきます。

政府は、母子家庭の状況や施策をまとめた母子家庭白書というものをもしました。今、やはり一番大変な生活苦のところに置かれている人たちは、母子家庭とかそういう生活弱者というような人たちだというふうに思うのですが、この母子世帯の1世帯当たりの平均所得金額は211万9,000円、これは2006年の統計ですが、それから前年の2006年時点で前年の233万4,000円から20万円以上の大幅減となっております。全世帯の平均所得金額563万8,000円の4割以下の水準で、母子家庭の方たちは暮らしていると報告されています。

母子家庭の厳しい経済状況がこういう中で浮かび上がっております。現在の暮らし向きについては、48.8%が「大変苦しい」と答えて、40.7%が「やや苦しい」という回答でありました。合わせて90%近い方々が、生活が苦しいと感じております。それは前年度より10ポイント近くもはね上がった数字となっております。

母子世帯の平均所得の内訳を見ると、82.1%が稼働所得で、働いてもらっている所得ですね、それから10.6%が児童扶養手当などの社会保障給付金でございます。'06年度段階で、母子家庭の母の84.5%が就業しており、働いていない人の中でも、就職したいという割合が78.8%となっております。働く意欲が高くて、実際に多くの母親が働いているにもかかわらず、厳しい暮らしを強いられているという状況は、母子にとって本当に毎日が地獄のような日々ではないかというふうに思いますけれども、この状況を直視すれば、この意見書の速やかな提出をして、そして、先ほど反対討論をなさった方のような政策が、きちんととなされることが最優先ではないかというふうに思いますので、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第 6 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで 10 分間休憩をいたします。再開は 2 時 15 分であります。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

日程第 7 意見書案第 7 号 社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 7、意見書案第 7 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の竹谷英昭議員から提案理由の説明を求めます。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それでは、意見書案第 7 号について、提案理由の説明をさせていただきます。

この意見書につきましては、既に 7 月 29 日、閣議了解され、平成 21 年度の予算の概算要求に当たって基本的な方針が打ち出され、社会保障関係費予算を 2,200 億円の抑制をするとのことが示されました。

このことで、地域医療体制や介護人材確保を考えたとき、深刻な事態に陥りかねません。

このことによって、不安定な雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担の削減や高齢社会の基盤を揺るがしかねない状況にあります。

このような現状にかんがみ、多賀城市議会におきましては、現状を御理解をいただき、国会及び政府に対して次の事項を実現するよう、強く要望していただきたいのであります。

そのことは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」で打ち出された、社会保障関係費を毎年 2,200 億円削除する方針を撤回することについてであります。

以上のことを、地方自治法第 99 条の規定により、国に対して意見書を提出していただきたいことでもあります。

どうか議員の皆さん方の、現状を考慮され、賛成を賜り、意見書を全会一致で提出していただきますことを心からお願いを申し上げながら、提案理由とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

意見書案第 7 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書に反対の討論を行います。

平成 20 年度予算の概算要求に当たって、社会保障費 2,200 億円抑制の件であります、これは社会保障費年間 3 から 4 兆円の伸び率で推移する中での、2,200 億円予算の削減であります。

日本は、世界にもまれに見る急速な高齢化により、医療費等の社会保障費の伸び率は目を見張るものがあります。

そういった中、世界に冠たる社会保障制度を維持するためにも、健康長寿社会に向けた対策を講じるのは当然のことと考えます。

以上の理由から、意見書案 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書に対して反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ただいま、超簡潔な反対討論がありましたが、賛成討論をいたします。

今度の自・公連立政権の合意文書の中に、深刻な医師不足の解消とか、それから介護労働者の劣悪な労働条件の改善等々が盛られているようです。

しかし、そもそもなぜ深刻な医師不足等々が起きたのかといいますと、2002年度、初年度3,000億円のカットだったのですが、2003年度から2009年度まで2,200億円、自然増分をカットしてまいりました。総額で言いますと、1兆8,400億円の社会保障費をカットいたしまして、こういう中で、そうでなくとも給料の、賃金の貧富の格差がどんどん拡大してきた中で、さらにこの社会保障費のカットの中で、それを助長するということが起きてきたわけであります。

したがって、今日の国民の生活難といいますか、苦しみを救うには、社会保障費をきちんと確保することが大事でありまして、いろいろ政権合意に盛り込んでいますけれども、それをやる保障というのは、やはりこの2,200億円のカットをやめるということなしにはできないというふうに思うわけであります。

「財源をどうするのか」ということをいつも言われるわけですが、それについては、一つは、あらゆるむだにメスを入れるということがございます。特に、軍事費は年間5兆円になっていますが、この中に条約上も出す義務がないアメリカ軍への「おもいやり予算」というのがありまして、これが毎年2,500億円なのです。これをやめれば、社会保障費を毎年削っている2,200億円のお金も出てきます。

それから、私ども以外の政党が政党助成金をもらっているのですが、年間320億円です。障害者福祉の使用料として障害者から1割の応益負担をいただいているわけですが、この分がちょうど320億円で、これも例えば政党助成金をやめれば、この1割負担をやめることができるということで、財源はあるわけであります。

二つ目、大企業や大資産家に行き過ぎた減税をもとに戻すということであります。この間、庶民には大変な増税を押しつけてきたのです。定率減税の廃止、配偶者特別控除の廃止、高齢者の年金課税強化等々をやってきました、これだけで年間5兆円の増税です。

一方で、法人税率の引き下げ、研究開発減税、証券優遇税制等々、こういう大企業、大資産家減税は今でも続けられておりまして、それは7兆円ぐらい負けてやっているということでありまして、こういう点にきちんとメスを入れれば、格差をさらに助長する社会保障費の2,200億円のカットなどということは、全くやらないで済むということだと思えます。

そういう点で、本意見書案をぜひ皆さん方に御賛同いただき、政府に出していただきたいということを切にお願いを申し上げます、討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第7号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第 8 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第 8、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号 要望書（地域限定型入札参加条件の採用について）、陳情第 2 号 漁業用燃油の価格高騰対策に関する要望書、陳情第 3 号 原油・肥料・飼料高騰に関する緊急要請書、陳情第 4 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書、陳情第 5 号 陳情書（ふるさと納税制度について）、以上 5 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第 9 議員派遣について

○議長（阿部五一）

日程第 9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、宮城県市議会議長会秋季定期総会及び 2 市 3 町議長団連絡協議会行政視察調査に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

○議長（阿部五一）

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。10 番藤原益栄議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る7月4日、平成20年第2回議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例2件であります。

議案第4号は、宮城東部衛生処理組合監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、これは地方自治法第235条の2の規定に基づいて、現金出納員の規定を明確にするため、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案どおり可決いたしました。

議案第5号は、職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、これは監査委員に関する事項について、組合格約を変更したことにより、監査委員に職員を配置するため、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。17番尾口好昭議員。

（17番 尾口好昭議員登壇）

○17番（尾口好昭議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る7月3日、平成20年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会が、塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例1件であります。

議案第5号は、塩釜地区消防事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、当組合においても関係条例について所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。18番昌浦泰己議員。

（18番 昌浦泰己議員登壇）

○18番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る7月3日、平成20年第2回議会定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例1件、人事1件の計2件であります。

議案第6号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第7号は、監査委員の選任について同意を求めることについてであります。これは見識を有する者のうちから選任された高橋弘監査委員の退任に伴い、後任の監査委員として多賀城市代表監査委員である菅野昌治氏を選任しようとするものであり、審議の結果、原案のとおり同意しました。

以上をもちまして、塩釜地区環境組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8番森 長一郎議員。

（8番 森 長一郎議員登壇）

○8番（森 長一郎議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る8月7日、平成20年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が宮城県自治会館で開会されました。

議会に付された案件につきましては、専決処分1件、条例3件、決算認定1件、補正予算2件、その他1件、そして議員提出議案2件の計10件であります。

第10号議案 平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきましては、歳入歳出それぞれの総額に1億2,092万6,000円を追加し、歳入歳出のそれぞれの総額を12億186万3,000円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

第11号議案 財政調整基金条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、広域連合の財政の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置したものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第12号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備を行ったものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第13号議案 広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、国の特別対策として行われた平成20年度の新たな保険料の軽減の取り扱いを行うための改正でありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第14号議案は、平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算認定でありまして、歳入総額12億280万8,633円、歳出総額11億5,456万2,979円となり、審議の結果、原案のとおり認定いたしました。

なお、歳入歳出差引残額の4,824万5,654円は、平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に繰り越すものであります。

第15号議案は、平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれの総額に4,530万2,000円を追加し、歳入歳出のそれぞれの総額を4億858万円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第16号議案は、平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれの総額に165万9,000円を追加し、歳

入歳出のそれぞれの総額を 1,751 億 3,178 万 8,000 円と定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第 17 号議案は、監査委員の選任の同意を求めることについてでありまして、審議の結果、原案のとおり同意いたしました。

議員提出第 6 号議案は、後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書でありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議員提出第 7 号議案は、後期高齢者医療制度へのさらなる国の財政負担を求める意見書でありまして、審議の結果、否決いたしました。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合の議会報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

○議長（阿部五一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 20 年第 3 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 2 時 36 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 9 月 25 日

議長 阿部 五一

副議長 根本 朝栄

署名議員 吉田 瑞生

同 相澤 耀司